

可認局遞驛

明治二十年五月七日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第三拾四號

英吉利法律學校

校印學利

目次

○法學通論

(第三十二號ノ續キ)

法學士

山田喜之助
畔上啓策筆記

○動產委托法

(第三十二號ノ續キ)

法學士

奧田義人
山口正毅筆記

○契約法

法學士

土方寧
山口正毅筆記

○羅馬法沿革史

(第三十一號ノ續キ)

法學士

澁谷慥爾
畔上啓策筆記

○羅馬法

法科大學
卒業生

戶水寛人
山口正毅筆記

○日本刑法

法學士

岡山兼吉
畔上啓策筆記

○質問

法學通論

シテ其物ハ我カ物トシテ支配セサル可カラス否ラサレハ占有ニアラ

シテ其物ハ我カ物トシテ支配セサル可カラス否ラサレハ占有ニアラ
 サルナリ故ニ羅馬法ト英法トノ差異ヲ知ラントセハ意思ニ區別アル
 コトヲ知ラサル可カラス意思ニ區別アルヲ知ラントセハ英法ニテハ
 物品ノ受托者ハ占有者ナレトモ羅馬法ニテハ左ニアラスト云フコト
 ヲ記憶スレハ明瞭ナリトス

第三占有ニ必用ナル拒絶力 占有ニ必用ナル拒絶力トハ爰ニ一ノ物
 件アリテ其物件ヲシテ他人ノ侵害ヨリ拒絶スルヲ云フ則チ此書物ヲ
 占有スルト云フトキハ此書物ヲ他人ニ關涉セシメサル勢力ヲ云フ是
 レ即拒絶力ナリ此拒絶力ト支配力トハ相似寄りタル者ニテ他人ヲ拒
 絶スル力ヲ有スルトキハ其物件上ニ支配力アリ又其物件上支配力ヲ
 有スルトキハ多少他人ヲ拒絶スル力アルナリ前例ニ引キタル「ドロ箱
 ニ鍵ヲ懸ケテ人ニ預ケタル場合ニ於テ鍵ヲ懸ルト云フコトハ則チ他

人ノ侵害ヲ拒絶シタル者ナリト云フヲ得ヘシ故ニ同一ノ所爲ガ拒絶
カトモナリ又支配カトモナルコトアルナリ

第五編

財産論ス

財産トハ法律上最モ必用ナル思想ニシテ多クノ法律ハ皆生命財産ノ
保護ノ點ニ向フモノトス原語ニ之ヲ「プロパーチー」ト稱フ此「プロパー
チー」ニハ二様ノ意味ヲ含蓄ス第一ハ所有物件ヲ指シテ財産ト云フ譬
エハ書物ヲ某カ所有スルトキハ其書物ヲ云フテ某ノ財産トナスノ類
第二ハ無形ノ權利ヲ指スコトアリ譬エハ誰ノ財産ハ何程アリト云フ
トキハ其財産トハ貸金其他色々ノ物ヲ集メタル無形ノ權利ヲ指シタ
ルナリ凡法律上ノ意味ニテ財産ト云フトキハ無形ノ權利ノ名目タル
コト論ヲ待タズ併シ間々錯誤ヲ來スノ恐アレハ余ハ便宜ノ爲メ權利ノ

名ノ時ハ財産權ト稱シ物件ヲ指ス場合ハ財産又ハ財産ノ目的物ト稱スヘシ斯ク余ハ財産ノ目的物ト權利トヲ區別シテ名稱ヲ附シタカ今日世俗ニ云フ財産トハ有形ノ物件ヲ示ス語ニシテ法律ノ目ヨリ之ヲ見ルトキハ無形ノ思想即チ財産權ノ目的物ト云フテ然ル可キナリ即チ余カ此書物ノ所有主ナルキハ此書物ハ余カ財産權ノ目的物ニシテ余ノ權利ハ即チ書物上ニ存スルモノナリ

以下財産權ノ性質ヲ説明ス可シ

財産權ト云ヘハ一個ノ權利ノ名タルニ相違ナキモ其ノ實ハ色々ノ權利集合シテ財産權ヲ組成スルモノナリ此財産權ニハ完全ノ財産權ト支分財産權トアリ完全財産權トハ其權利ノ目的物タルモノヲ自由ニ處分シ使用シ及ヒ占有スル權アルヲ云フ此ノ處分ト使用ト占有ト三者ニテ盡ルニアラサレ共古來ヨリ多ク是三者ヲ以テ盡シタリトナス

此完全財産權ニ對スル義務ハ凡テ不意ノ義務ナリ則或事ヲ爲ス可ラサル義務ニシテ何モ爲サス依然トシテ之ヲ破ルモノニアラス例エハ甲財産ヲ有シ乙ハ何モ爲サスシテ之ニ損害ヲ及ホスモ甲ハ要償ノ權ナキナリ又財産權ノ内ニテ有形ノ一目的物ナキモノアリ例セハ會社ノ株券公債證書ノ如キハ唯權利ノ證據物タルノミニシテ權利ノ目的物ニアラサルナリ何トナレハ公債證書ヤ株券カ何モ難有モノニアラスシテ公債ノ利子ヲ受ケ期限ニ金ヲ受取ルト云フ利益コソ權利ノ甘味ナレハナリ併シ此利益ヲ以テ目的物トハ云フ可ラサルナリ故ニ財産權ハ何レノ場合ニモ目的物アルニアラサルナリ又對人權ノ中ニモ財産權アリ債主權ノ如キ是レナリ全体債主權トハ人ヨリ金ヲ受取ル權ニシテ是則財産權ナリ併シ此權利タルヤ格段ナル人ニ對シテ有スル權ニシテ此亦物權ニアラサルナリ

完全ノ財産權ニモ自カラ制限アリテ無制限ノ者ニアラス此制限ヲ概
 シテ五ツトス
 第一ハ、警察規則ノ制限ナリ即チ社會ノ爲メ危險ナルカ或ハ害アリト
 爲サル、モノハ警察規則ニ因リテ之ヲ禁制セリ譬ニハ烟花ノ如キ又
 ハ火藥ノ如キモノハ之ヲ所有スルモノニ完全ノ財産權アルニモセヨ
 自分ノ所有物ナリトテ漫リニ之ヲ弄スルトキハ危險ノ恐レアル者ナ
 レハ法律ハ之レカ使用ニ付制限ヲ設ケリ
 第二ハ、公ケノ必用ノ爲メ一人ノ財産ヲ取リ上ル權ナリ日本ニテモ
 公用土地買上規則ト云フモノアリ是ハ鐵道ヲ敷設スルトキ一人ノ
 家屋ヲ毀テ或ハ道路ヲ修繕スル爲メ人ノ家屋ヲ買上ケ又ハ敵兵ヲ防
 シ爲メ人ノ家屋ヲ焚毀スルカ如キ場合ヲ指スモノニシテ何レノ政府
 ニテモ此權力ヲ有スルナリ尤モ唯取上ケラル、而已ニアラスシテ相

Limitations growing
out of wrongs.

Taxation
Sic utere tuo etc.

當ノ代價ヲ償ハル可ケレトモ何ニモセヨ自分ノ意思ニ反シテ財産ヲ
左右セラル、モノニシテ財産權ノ制限ト見ルベキモノナリ
第三租稅ハ人民ノ納ムル意アルト否トニ拘ハラズ一國政府ノ必用ノ
爲メ之ヲ取り上ラル、モノナリ是レ亦一ノ制限ト云フ可シ
第四他人ノ害トナル可キ使用ヲナスヲ得ス我カ勝手ニ使用スルハ可
ナルモ人ノ害トナル可キ使用ヲナスハ不可ナリ譬エハ我家ハ我ノ財
産ナリト云ヒテ勝手ニ火ヲ放ツトキハ他人ノ財産ニ延燒スル恐レア
レハ法律ハ之ヲ許ササルナリ又自分ノ地ニ家ヲ新築スルカ爲メ他人
ノ地ニ雨水ヲ流レ落サシムルカ如キハ決シテ之ヲ許サ、ルナリ
第五ノ中ニ入ル可キモノハ澤山アレトモ之ヲ一言スルトキハ犯罪ヨ
リ生スル制限ト云フヲ得ヘシ例エハ人アリテ余ヲ毆打セントスル片
ハ余ハ正當防禦ノ爲メ其者ノ首筋ヲ搔ムトタンニ其衣服ヲ破リタル

約アル事

抑モ委託ノ要ハ或ル特殊ノ目的ヲ以テ物品ヲ寄托スルニアルコトナレハ其引渡ヲ要スルコト勿論ナリ故ニ物品ノ引渡ニシテアラサル己上ハ委託成立セサルナリ而シテ又其引渡ハ通例委託者本人ヨリ受托者本人ニ之レヲナスト雖モ必スシモ双方本人ニアラサレハ其授受ヲナスヲ得スト云フニハアラズ代理人又ハ指圖人等ノ間ニ於テ授受ヲナスモ敢テ妨ケナシ只此場合ニ於テハ代理人又ハ指圖人タルノ意思明白ナルヲ要スルノミ又引渡ノ目的物件ハ動産ニ限レルコトハ動産委託法ト云フニ於テモ自カラ明瞭ナリト謂ハサルヘカラス而シテ其性質ノ有形タルト無形タルトハ敢テ之レヲ問ハサルナリ只茲ニ注意スヘキハ委託者ニ於テ必スシモ其寄托スヘキ物件ノ所有權ヲ有スルヲ要セサルコト是レナリ總テ動産ヲ委託スルニハ委託者ニ於テ適法

ノ所持權サヘ有スレハ十分ナリトス語ヲ換ヘテ之レヲ云ヘハ所有權
 ナ有スルモノハ勿論單ニ特別權ナ有スルモノニテモ尙ホ委託者トナ
 ルコトヲ得ヘシ即チ遺失物ヲ拾ヒ取りタル者ノ如キ真正ノ所有主ニ
 對スル外ハ都テ世人一般ニ對シテ所持權ナ有スルカ故ニ該物品ヲ他
 人ニ委託スルコトヲ得ルナリ又假令ヒ不正ノ所爲ニ依テ得タル物品
 ニモ受託者ニ於テ其不正ノ所爲ニ關係セサルハ勿論其不正ノ所爲
 ニ依テ得タルモノナルコトヲ知ラズシテ之レガ委託ヲ受ケタルニ於
 テハ尙ホ對手双方ノ間ニ有効ノ委託アルモノトナスヘキナリ兼テ又
 動産委託ニ特殊ノ目的アルコトヲ要スル所以ハ其目的ノ如何ニ依テ
 對手双方ノ權利義務ヲ決定スヘケレハナリ其他該目的ヲ終ヘタルモ
 ハ其寄托物ヲ委託者ニ返還スルカ若クハ第三者ニ授了スヘキ明約或
 ハ默約アルヲ要スルカ如キハ委託ノ性質ノ然ラシムル所ニシテ別ニ

動產委託ノ類別

説明スルヲ要セサルヘシ
右ハ則チ動產委託ノ性質ヲ略説シタルモノナルカ之レヨリシテ之レ
ヲ推セハ動產委託法ハ他人ニ属スル物品ノ所持權ヲ適法ニ得タル者
ノ權利及ヒ義務ヲ論ズルノ法律ニシテ犯權ニ依テ他人ノ物品ヲ得
タルモノ、如キハ此法ノ相關スル所ニアラザルコト知ルヘキナ
リ

第二章 動產委託ノ類別

動產委託ノ何タルコトハ前章ニ於テ畧々之レヲ説明シタルモソハ只
大体ノ性質ニ止マリテ敢テ餘事ニ涉ラサリシナリ故ニ此章ニハ前章
ニ説明シタル動產委託ニ數種ノ類別アルコトヲ講明スヘシ乃チ動產
委託ヲ類別セハ左ノ如シ

- ¹Gratuitous bailment for Bailor's sole benefit.
²Gratuitous bailment for Bailee's sole benefit.
³Bailment in which both Bailor and Bailee are mutually benefited.

動産委托

委托者ノミノ利益ノ爲メニスル委托 (Depositum)
 受託者ノミノ利益ノ爲メニスル委托 (Mutuum)
 無賃使用 (Commodatum)
 質入 (Pledge or Pignus)
 有償委托 (Locatio or letting, or hiring for reward)

右ニ示セルガ如ク委托者ノミノ利益ノ爲メニスル委托ヲ分テ二種ト
 ナス一ハ則チ無賃附托(デポジタム)ニシテ受託者ニ別ニ報酬ヲ與ヘズ
 單ニ保管ノ爲メニ物品ヲ寄托スルチ云フナリ他ノ一ハ則チ無賃加勞
 ノ委托(ミューチアム)ニシテ受託者ニ於テ別ニ報酬ヲ受ケス一ノ場所
 ヨリ他ノ場所ヘ物品運送ノ勞ヲ取ルカ又ハ功果ヲ加フル爲メ物品ヲ
 委托スルチ云ナリ此兩種ノ委托ニ於テハ受託者ハ委托者ヨリ報酬ヲ
 受ケスシテ偏ニ委托者ノ爲メノミニ物品ノ引渡ヲ受クルモノナレハ
 之レヲ總稱シテ委托者ノミノ利益ノ爲メニスル委托トハ云ヘリ
 又受託者ノミノ利益ノ爲メニスル委托トハ則チ無賃使用(コムモデ

係アリトスルモノナルカ故ニ假令其代價ノ多少ニ依リテ航海中ノ危険ヲ増減ス可キ筈ナシ隨テ保險者ノ責任ニ影響ヲ及ホス可キ理ナキモ猶保險者ハ其保險契約ヲ取消シ得可キ者トセリ之ヲ要スルニ海上保險契約ノ場合ニ於テハ被保人ニ於テ不實ノ陳述ヲ爲ス可カラサルノミナラス其契約ニ重大ノ關係アル事實ハ誠實ニ之ヲ開示ス可キ義務アル者ト知ル可シ斯ク被保人ニ嚴重ノ責任ヲ負擔セシムル所以ノ者ハ此種ノ契約ニ於テハ其契約ノ目的物タル船舶外國ノ港ニ碇泊シ居リ又ハ航海中ニアル時ニ方リテカ保險ヲ約スルコト屢アル者ニシテ保險者ニ於テハ其保險セント欲スル船舶ノ有様ヲ知り得可キ道ナク一ニ被保人ノ誠意ニ依頼セサルヲ得サル位置ニ立ツ者ナレハナリ

(二) 火災保險ノ契約

此種類ノ契約ニ於テモ亦其契約ノ目的物タル家屋ノ有様等ニツキ重

大ノ事柄ヲ虛示セス且之ヲ開示ス可キ義務アルニ於テハ海上保險ノ
契約ノ場合ニ於ケルト同シ例ヘハ或ル訴訟事件ニ於テ原告人等ハ或
ル人ノ財産ヲ保險シ居タリシニ其原告人等ノ會社ノ頭取ニ於テ被保
人若クハ被保人ト同姓名ノ者屢火災ニカ、リタルコト並ニ此等ノ場
合ニ於テハ被保人ハ孰レモ保險ヲ受ケ居リタルコトヲ聞キタルニツ
キ原告人等ハ更ニ被告人等ヨリ其保險スル所ノ物品ノ保險ヲ受ケ被
保人ノ屢火災ニカ、リシコトヲ告ケサリシ然ルニ被保人亦火災ニ遇
ヒ其保險ヲ受ケ居リタル建物燒失シタルニツキ被保人ヨリハ原告人
等ヲ訴ヘ原告人等ハ更ニ被保人等ヲ訴ヘタリ此場合ニ於テ裁判所ニ
テハ被告人ハ原告ニ對スル保險ノ責ナシト判決セリ其理由ハ原告人
等ハ被保人ノ屢火災ニカ、リタルコトヲ聞キタルニツキ自ラ保險ノ
責任ヲ負擔シ居ルヲ好マサルヲ以テ其責任ヲ被告人等ニ負擔セシメ

ント欲シ被告人等ヨリ保險ヲ受クルニ當リ正ニ被告人ニ告知ス可キ事實ヲ告知セサリシカ故ニ被告人ニ責任ヲ負ハシムルコトヲ得ストセルニ在リ火災保險ノ契約ニ於テ被告人ニ右ノ如キ重大ノ責任ヲ負擔セシムル所以ノ者ハ海上保險ノ契約ノ場合ニ於ケル被保人ノ責任ト全ク同様ノ者トハ考フ可カラス如何トナレハ火災保險ノ目的物ノ有様ニツキテハ保險者ニ於テ之ヲ知り得可キ道ナキコアラサレハナリ然ルヲ尙海上保險ノ契約ニ於ケル場合ト同シク被告人ニ重大ノ義務ヲ負擔セシムル所以ハ詐僞ヲ防カントスルニアリ火災保險ノ契約ノ場合ニハ最モ屢詐僞ノ手段行ハル、ナリ

(三) 生命保險ノ契約

生命保險ノ契約ハ海上及火災保險ノ契約ト異ナリ或ル陳述ノ實ナルコトヲ以テ條件トシタルカ否ラサレハ惡意ヲ以テ不實ノ陳述ヲ爲シ

タルニアラサレハ被保人ニ於テ自己ノ身体ノ有様ニ關スル重大ノ事實ヲ開示セサルモ又不實ノ陳述ヲ爲スモ善意ナル以上ハ保險者ニ於テ其責任ヲ免カレサル者トス例ヘハ第三者ヨリ被保人ノ身体ノ有様ニ關シ惡意ヲ以テ爲シタル不實ノ陳述ヲ實ナリト信シテ善意ニテ之ヲ被保人ヨリ保險會社ニ告ケタル場合ニ於テ猶保險會社ニ責任アリトセリ是ヲ以テ見レハ英米ノ現行法ニ於テハ生命保險ノ契約ヲ以テ特別ニ厚キ信用ヲ要スル者トセサルカ如シ是レ保險會社ニ於テ保險ノ契約ヲ結フニツキ被保人ノ事ノミヲ深ク信スルノ必要ナク又容易ニ詐僞ノ行ハル、場合ニモアラストセル者ナル可シ

(四) 不動産賣買ノ契約

此種類ノ契約ニ於テハ賣主ニ於テ其權利ノ廣狹ヲ事實相違ナク告知ス可キ義務アル者トス故ニ被告人カ原告人ヨリ其借地權ヲ買受ク可

キ約束ヲナシタル場合ニ於テ其借地ニ於テハ原告人種々ノ營業ヲ營

キ約束ヲナシタル場合ニ於テ其借地ニ於テハ原告人種々ノ營業ヲ營ム可カラサル使用ノ制限ヲ受ケ居リタルニ其内ノ僅カチ示シ他ノ制限ヲ示サ、リシカ爲メニ被告人ハ賣買ノ契約ヲ取消シ其既ニ拂ヒ置キタル手附金ヲモ回復シ得可キ者ト判決セリ(借地權ハ不完全ナルモ猶所有權タリ決シテ格段ナル人ニ對スル權利ニアラス)右ノ如ク不動産ノ賣主ニ其將ニ賣渡サントスル不動産ニ於ケル權利ノ廣狹ヲ開示ス可キ義務ヲ負擔セシムル者ハ左ノ理由ニ出ツ抑英國ニテハ本邦ノ如キ地券ヲ發行シ之ヲ官廳ニ登録スルノ制ナキヲ以テ人ノ所有權ノ有無廣狹如何ヲ知ラント欲セハ所有主其者ノ説明ニ依頼セサルヲ得ス之ニ加フルニ英國ニテハ本邦トハ大ニ異ナリ不動産ニ於ケル完全ナル所有權チ一人ニテ有スルヨリモ一ノ不動産ニ於ケル所有權ヲ分割シテ數人各不完全ナル支分權ヲ有スル場合却テ多シ故ニ所有主ニ

其所有權ノ廣狹ヲ示ス可キ義務ヲ負擔セシムルノ必要ナルコト推シ
 テ知ル可シ故ニ賣主ニ於テ若シ其權利ノ説明ヲ取間違ヒタルトキハ
 買主ニ於テ其賣買ノ契約ヲ取消シ得可キ者トス然レトモ此等取消ノ
 權利有無ハ賣主ヨリ契約ノ實行ヲ請求シテ衡平法裁判所ニ出訴シタ
 ルトキニ多クハ生スル者ナルヲ以テ是等ノ場合ニ於テ衡平法裁判所
 判決ノ根據トスヘキ精神ヲ略述セハ左ノ如シ(一)賣主權利ノ廣狹ノ事
 實ト賣買書ニ記載シタル所ト相違ノ點若シ金錢ヲ以テ測リ得可キ損
 失ヲ生スル場合ニ於テハ買主ヲシテ契約ノ實行ヲ受ケ事實相違セル
 ニツキテ生シタル損害要償ノ訴ヲ起スカ若クハ全ク契約ヲ取消カノ
 内何レニテモ是ヲ撰ムコトヲ得セシム(二)賣主ノ權利ノ廣狹ノ事實ト
 賣買書ニ記載シタル所ト相違セル點若シ金錢ヲ以テ測リ得可カラサ
 ル損害ヲ生スルトキハ買主ニ於テ契約ノマ、ヲ履行シテ損害ヲ要求

セサルカ否ラサレハ全ク契約ヲ取消ス可キ者トス(三)賣主權利ノ廣狹ノ事實ト賣買書ニ記載シタル所ト相違シタル點若シ重大ナラサルトキハ事實相違ノコトアリタルカ爲メニ現ニ生スル所ノ損害ハ之ヲ回復シ得可キモ賣買ノ契約ヲ取消スコトヲ許サス

(五) 會社ノ株賣買ノ契約

會社ヲ設立シテ或ル業ヲ營マント欲シテ株主ヲ募ルモノハ會社營業ニ關スル重大ノ關係アル事實ヲ明示スルノ義務アルモノトス會社ノ頭取ニ於テ事實相違ノ陳述ヲナスカ若クハ重要ノ事實ヲ開示セサルハ株主トナリタル者ニ於テ賣買ノ契約ヲ取消シ得可キモノトス又數人相謀リ組合商社ヲ設ケントスル者ハ其目的トスル營業ニ關スル事實ヲ詳細ニ明示スルノ義務組合員ト爲ラントスル者ノ間ニ存スルモノトス是等ノ種類ノ契約ニ於テハ結約對手相方ノ間ニ最モ厚キ信

用ヲ要スルモノトスレハナリ

(六) 保証ノ契約

保証人ハ多クハ負債主ノ親友ニシテ負債主ノ依頼ヲ受ケテ保証ノ契約ヲ結フモノナレハ債主ニ於テハ保証ノ契約ニ關スル重大ノ事實ヲ保証人ニ開示ス可キ義務アリヤ否ニ付キ其說區々ニシテ未ダ全ク一定セスト雖モ今日ニテハ保証ノ契約ハ海上保險契約等ノ結約對手間ニ於ケル最上ノ信用ヲ要スル契約ト同視スルニハ非ラス然レモ此種類ノ契約ニ於テハ其他一般ノ契約ノ場合ニ於ケルト異リ些細ノ舉動ヲ以テ法律上詐欺ニ等シキ效果アルノ所爲ト見ナスコトアリ要之ニ保証契約ノ成立ニ關シテハ債主ヨリ保証人ニ對シ重要ノ事實ヲ告知スルノ義務ナシトスレモ一旦保証契約成立シタル上ニテ債主ト負債主トノ間ニ於ケル取引ニ影響ヲ及ス所ノ差異ヲ生シタル時ハ債主ヨリ

其事實ヲ保証人ニ通知ス可キ義務アルモノトシ債主ニ於テ若シ其義務ヲ怠ルルハ負債主ニ於テ其責任ヲ免ガル、モノトスルカ如シ例ヘハ或ル訴訟事件ニ於テ被告人カ原告人ノ正直ナルヲ保証シ居レリ然ルニ其雇人ニ不正直ノ所爲アリタルモ原告人ハ之ヲ被告人ニ通知セスシテ引續キ猶其雇人ヲ雇ヒ居レリ然ルニ此雇人重テ原告人ニ對シ不正直ノ所爲ヲ爲シタルカ故ニ原告人ハ被告人ニ對シ損害要償ノ訴ヲ起セリ裁判所ニテハ最初雇人ニ不正直ノ所爲アリタル時ニ被告人ハ其時以後ノ保証契約ヲ解除ス可キ權利ヲ有シタルモノナレモ被告人ハ原告人ヨリ雇人ノ最初不正直ノ所爲アリタルヲ通知ヲ受ケサリシカ爲メニ繼續シテ保証人タリシヲ以テ被告人ニ損害賠償ノ責任ナシト判然セリ

(七) 親族間ニ在リテ財産分割ノ約定ヲ爲スルニハ其結約對手并ニ此

等ノ對手ヲ代表スル所ノ代人若クハ代言人等ニ於テ各對手ノ權利ノ性質及廣狹ニ關シ正實ニ事實ヲ開示スルノ義務アルモノトス故ニ何レノ對手ニテモ不實ノ陳述ヲ爲シタルカ若クハ重要ノ事實ヲ開示セザリシキニハ被害者ニ於テ財産分割ニ關スル取引ヲ全ク取消シ得ヘキモノトス

以上掲クル所ノ格段ナル種類ノ契約ノ場合ニ於テハ契約ノ事柄若クハ結約者双方ノ位地ニ由リテ結約者間ニ特別ノ信用ヲ要スルモノトスルカ故ニ例外トシテ契約ニ大關係アル事實ヲ開示スヘキ義務アルモノト爲シタルモノコシテ詐僞奸策等ヲ防カンカ爲ニ定メタル便宜ニ基ク所ノ規則ト知ルヘシ此等格段ナル種類ノ契約ヲ稱シテ最上ノ信用ヲ要スル契約ト云フ然レモ此等最上ノ信用ヲ要スル契約ノ場合ニ於テモ猶ホ結約者ノ說ヲ陳フルコトヲ以テ縱令其說ニシテ不實ナ

ルトキト雖契約ヲ取消スコトヲ得セシムル所ノ原由トハセス例ヘハ
船舶ノ被保人ニ於テ其船ノ船長ヨリ當時船ノ碇泊セル港ハ安全ナル
ヘシトノ旨ヲ認メタル手東ヲ受取リ之ヲ保險者ニ示シタル場合ニ於
テ其船ハ右碇泊セル港ニ於テ破船セルモ猶保險者ニ保險ノ責任アリ
ト判決セリ蓋シ船長ノ說ヲ認メタル手東ヲ保險者ニ示シタルハ事實
ノ表示トハ見ル可ラストセシナリ

脅迫

脅迫トハ現ニ暴行ヲ加ヘ又ハ加ヘントシ若クハ現ニ人ヲ禁錮シ若ク
ハ禁錮セントスルコトヲ云フ此等ノ舉動ニ由リテ結ヒタル契約ハ脅
迫ヲ受ケタル對手ニ於テ取消シ得ヘキモノトス然レモ脅迫ハ何人ヨ
リ何人ニ對シテ爲シタルモ又脅迫ノ目的物ハ何ニテモ必ス契約ヲ取
消スコトヲ得セシムル所ノ結果ヲ生スルニアラス

脅迫ニハ左ノ制限アリ

脅迫ヲ受ケタルモノハ結約對手若クハ其妻子又ハ兩親タルヲ要ス又脅迫ヲ爲シタルモノハ結約對手若クハ其代人ト見做シ得ヘキモノニ於テ爲シタルモノナラサル可ラス第三者ノ脅迫ヲ受ケテ契約ヲ結ビタルモノハ或ハ其第三者ニ對シ私犯上ノ訴ヲ起シ得ヘキモ反對ノ對手ニ向テ契約ヲ取消スコトヲ得サルモノトス又第三者ヲシテ脅迫ヲ受クルコトヲ免レシメンカタメニ結ビタル契約ハ或ハ約因不適法ナルノ故ヲ以テ無効ノモノトスルヲ得ヘキモ脅迫ノ故ヲ以テ取消シ得ヘキモノニハアラス

人ヲ監禁シ又ハ監禁セントスルコトヲ以テ脅迫ト見做スニハ其監禁ノ不法ナルヲ要ス例ヘハ被告人ノ妻風癲病院ヲ出ルニ當リ其妻若シ被告人ト別居スルコトヲ承諾スルニ於テハ每週被告人ヨリ十二シリ

ノグチ給與シ其妻若シ別居スルコトヲ拒メハ被告人ニ於テ再ヒ妻ヲ入院セシメシコトヲ告ケタルニ付被告人ノ妻ハ被告人ト別居中種々ノ日用品ヲ購求シ之レカ代價ヲ拂ハサリシヲ以テ賣主ヨリ被告人ニ對シ代價請求ノ訴ヲ起セリ今此訴訟事件ニ於ケル論點ハ被告人ノ妻ハ被告人トノ約束ニ由テ承諾上別居セシモノナルヤ又ハ別居セサルキハ再ヒ入院セシムトノ脅迫ヲ受ケ止ムヲ得ス眞ニ承諾スルコトナクシテ別居セシモノナルヤ否ヤニ在リ而シテ裁判所ニテハ如斯場合ニ於テ其妻ヲ入院セシムルハ正當ノ所爲ナルヲ以テ別居ノ約束ヲ無効ナラシムル所ノ脅迫アリタルモノト云フヲ得ス故ニ被告人ニハ賣主ニ對スル代價仕拂ノ責任ナシト判決セリ蓋シ英米法ニテハ夫ト同居ノ妻又ハ夫ニ見棄テラレタル妻杯ハ夫ノ代人トシテ必要品ヲ購求シ得ヘキ權力アリトスレバ夫妻協議承諾ノ上別居スル妻ニハ夫ノ代

入タルノ位置ニ立ツモノニアラストスレハナリ
 又タ物品ノ抑留ヲ免カレ、カ爲メニナシタル契約ハ脅迫アリタルノ
 故ヲ以テ之ヲ取消スルヲ得サルモノトス如何トナレハ物品ヲ抑留セ
 ラレタル者若シ之ヲ回復セントナラハ法律上別ニ其手續アルモノナ
 レハナリ然レモ其抑留ニシテ若シ不法ナリシ時ハ約因ナキノ故ヲ以
 テ之ヲ回復スルカ爲メニ結ヒタル契約ヲ以テ無効ノモノトスルヲ得
 得ヘシ又タ物品ノ抑留若シ不法ナリヤ否ヤ疑ハシキ時ハ抑留者ニ於
 テ之ヲ抑留シ得ヘキ權利アルカ故ニ之ヲ回復センカ爲メ結ヒタル契
 約ハ私和トシテ有效ノモノトセラル可シ之ヲ要スルニ英米法ニテハ
 脅迫アリタルノ故ヲ以テ契約ヲ取消サントスルニハ結約者ノ身体ニ
 對スル脅迫ナルヲ要ス物品ヲ毀傷シ若クハ之ヲ抑留セントスルカ如
 キハ損害要償ノ訴ヲ以テ脅迫ヲ受ケタルモノ、權利ヲ全フスルヲ得

得ルモノトスルナリ然レモ物品ノ不法ナル抑留ヲ免カル、カ爲メニ
仕拂ヒタル金錢ハ准契約ニ因テ之ヲ回復シ得キモノトズ蓋シ法律
ハ正當ノ理由ナクシテ金錢ノ仕拂ヲ受ケタルモノハ之ヲ仕拂タル者
ニ對シ拂戻ノ義務ヲ負擔スル負債主ノ位置ニ立ツモノトスレハナリ
威壓
衡平法裁判所ニテハ或ル格段ナル位置ニアル對手間ノ契約及ヒ結約
對手一方ノ者ノ或ル格段ナル場合ニ於テ結ヒタル契約ハ詐欺若クハ
脅迫ニ類スル所爲ニ由テ結ヒタルモノトノ推測ヲ下シ其契約ノ全ク
正意正直ノ所爲ニ出テタルコトノ反對ノ証ヲ舉ケサル以上ハ被害者ニ
於テ契約ヲ取消シ得キモノトセリ例ヘハ父子若クハ父子ニ准スヘ
キ位置ニアル對手間、後見人被後見人間、代理人依頼人間、醫師患者間、信
任財産管理者依托者間、契約等ハ親、代言人、後見人、醫師等ニ於テ其結

ヒタル契約ノ正當ナリシ旨ヲ證明スルニ非ラサレハ依頼人、被後見人、患者等ニ對シ其契約上ノ權利ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス。此等ノ關係アル對手ノ一方ノ者ヨリ他ノ一方ノ者ニ對スル位置ヲ考フルコト一方ノ對手ニ於テ他ノ一方ノ對手ヲ威服スルコトヲ得可キ權力ヲ有スルカ故ニ其權力ヲ濫用シ其將サニ保護ス可キ處タル他ノ一方ノ者ノ不利益ヲ顧ミス自ラ不正ノ利益ヲ得ルコトアル可ク之ヲ防カンカ爲メニ如斯キ推測ヲ下シタルナリ又結約對手間ニ右ニ記スルカ如キ特別ノ關係ナシト雖モ其一方ノ者若シ老衰シ居ルカ又ハ非常ニ貧困ノ位置ニ在リタルキニハ或ハ契約ヲ取消シ得可キモノトスルコトアリ例ヘハ老衰セル寡婦ナル原告人ニ對シ被告人ニ於テ被告人ハ生存者ト死亡者トノ間ニ於ケル精神上ノ交通ヲ爲シ得可キモノニシテ原告人ノ亡夫ハ被告人ヲ原告人ノ養子トスルノ意思アルコトヲ信用セシ

メ由テ以テ原告人ヨリ被告人へ巨額ノ金銭ヲ拂ヒ渡ス可キ證書ヲ作
ラシメタル場合ニ於テ原告人ハ其證書ヲ取消シ得キモノト判決セ
リ然レモ此訴訟事件ハ或ハ純然タル詐欺ノ場合ト云フヲ得可シ結約
對手ノ一方ノ者貧困ノ位地ニ切迫シ居リタルノ故ヲ以テ契約ヲ取消
シ得可キモノトスル場合ノ適例ハ復歸權所有者ノ權利賣買ノ場合ナ
リトス復歸權トハ將來ニ在テ得可キ權利ヲ云フ例へハ嫡男ノ權利ノ
如シ嫡男ハ祖先ノ死スルニ當テハ其不動産ヲ相續シ得可キ權利ヲ有
スルモノナリ然レモ現ニ相續スルコトハ嫡男ニ取テ祖先ノ不動産ニ
ハ現在一文ノ利益アルコトナシ故ニ嫡男ヲ誘導シテ其將サニ相續ス可
キ不動産ヲ非常ナル廉價ニテ賣拂ハシムルカ如キ不正ノ利ヲ計ルモ
ノ屢々アリ法律ハ約因ノ不相當ナルコトヲ以テ契約ヲ無効ナラシム
ルモノニアラス又約因ノ不相當ナルコトヲ以テ直ニ詐偽ノ所爲アリ

タルモノトハ見做サスト雖右ニ述フレ場合ノ如キニ於テハ衡平法ノ
 裁判所ニ於テ一應詐僞アリタルモノトノ推測ヲ生セシムルナリ蓋シ
 現在ノ小利益ニ眩惑セラレテ將來ノ大利益ヲ失ハントスル嫡男ノ如
 キヲ保護スルニ在リ
 今威壓ハ如何ナル性質ノモノナルヤ否ヤヲ考フルニ威壓ハ脅迫ト詐
 僞トノ二性質ヲ兼備スルモノト思考シテ不可ナカルヘシ父子等ノ如
 キ或格段ナル關係アル對手ノ一方ニ於テ其權下ニ屬スルモノトノ間
 ニ契約ヲ結ヒタル時ノ如キハ或ハ脅迫ニ近シ然レモ嫡男ノ不動産ヲ
 買受クル時ノ如キ寧ロ詐僞ニ類スル所爲アリト見ルヘキカ如シ前ニ
 論シタルカ如ク習慣法ノ管轄タル所ノ脅迫ノ規則ニハ種々ノ制限ア
 リテ自由ノ意思ナクシテ結ヒタル結約者ヲ保護スルニ不十分ナリシ
 チ以テ衡平法裁判所ノ管轄ニ屬スル所ノ威壓ノ規則ヲ生スルニ至レ

リ而シテ脅迫及威壓ヨリシテ生スル法律上ノ結果ハ契約ヲ無効ナラシムルニアラスシテ被害者ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得ヘキモノトスルニ在リ是レ脅迫及威壓ハ合意ノ自由ナルコト若クハ完全ナルコトヲ妨クルコトアルモ全ク合意ナカリシニハアラストスレハナリ

結約對手合意ノ眞正完全且ツ自由ナルヲ妨クル處ノ原因ノ説明ハ以上ニテ終レリ今ヨリハ契約ノ適法ナルヲ要スル所以ヲ講スヘシ

凡テ契約ハ法律ニ適合セサレハ無効ナルヲ以テ一般ノ規則トス今契約ノ適法ナルヲ論スルハ難シト雖契約ノ不適法ナル種類ヲ論スルハ却テ易シ何トナレハ契約ハ適法ナルヲ以テ通則トシ不適法ナルヲ以テ例外トスレハナリ故ニ或格段ナル契約ヲ以テ不適法ノモノト見做サントスルニハ其法律カ之レヲ不適法ノモノトスル所以ヲ證明セサル可ラス今法律上不適法ノ契約ト見做スモノヲ左ノ如ク類別シテ

順次之ヲ詳論スヘシ

一、條例ヲ以テ禁シタル契約

二、習慣法ニ於テ不適法ノモノトスル契約

三、道徳ニ反スル契約

四、政畧ニ反スル契約

右分類ノ根據ハ確定動ス可ラサル一定シタルモノニハアラス或ハ此
 四種類ノ契約ヲ混同シテ他ノ方法ニ由リ更ニ之ヲ類別スルモ妨ナシ
 只從來常ニ人ノ用フル分類ニ從テ斯ノ如ク之ヲ四種ニ分チタルノミ

(一) 條例ヲ以テ禁シタル契約

條例ヲ以テ明カニ契約及其他ノ取引ヲ禁シタルキニハ其契約ノ法律
 上無効タルヘキヤ辨チ待スシテ明ナリ英國ニテハ條例ニ定ムル所ノ
 規則ヲ遵奉スルニアラサレハ種々ノ商業ヲ營ムヲ許サス若シ條例

ニ背反シテ營業シタルキニハ營業上ノ凡テノ契約ヲ以テ全ク無効ノ
モノトセラルヘシ併シ此等格段ナル種類ノ營業ニ關スル條例ハ一般
ノ契約法ニ關スル處少キカユヘニ爰ニ之ヲ論セサルヘシ立法者ハ如
何ナルコニテモ法律ヲ以テ人民ノ取引ニ干涉スルコトヲ得ヘシ而シテ
條例ノ明文ニ由テ立法者ノ意志分明ナルキハ司法官ハ之ヲ實行スル
ノ任ヲ負擔スルモノニシテ別ニ司法上論スヘキ疑ハシキ點アルコトナ
シ
然レモ英米ナトノ條例中ニハ或取引ヲ爲スモノニハ若干ノ罰金ヲ科
スル旨ヲ記スト雖其取引ヲ禁スル旨ヲ明言セサルコトアリ如此場合ニ
ハ其取引ヲ以テ無効ノモノトスヘキヤ否ヤニ付キ疑ナキ能ハス於是
條例ノ解釋論ヲ生スヘシ今其解釋ノ大意ヲ記セハ左ノ如シ契約及其
他ノ取引ヲ爲スモノニ罰金ヲ科スヘキコトヲ明言シアルキハ其契約若

クハ取引ヲ禁スルノ主意ニ出タルモノト一應推測ス然レモ或格段ナ
 ル場合ニ於テ罰金ヲ科スルニハ全ク收税ノ目的ニ出タル
 事明ナルニ於テハ罰金ヲ科セラル、處ノ取引ト雖猶ホ其取引ハ有効
 ノモノトス例ヘハ官許ヲ得テ酒屋ノ業ヲ營ミ居ルモノ其店ノ一部分
 ナ他人ニ貸シ他人ヲシテ別ニ官許ヲ受クルコトナクシテ營業セシメン
 コトヲ目的トシタル場合ニ於テ其他人ハ罰金ヲ科セラル、ノミナラス
 其花主ニ賣渡シタル酒代ニ至ルマテ之ヲ請求スル權ナシトセリ又條
 例ノ要件ニ從ハスシテ取引ヲ爲シタル質屋ハ質物ニ於ケル抵當權ヲ
 有スルコトナシト判決セリ又印刷業者ニ於テハ其印刷スル書籍ニ自
 己ノ姓名ヲ印刷スヘキコト并ニ之ニ反キタルモハ罰金若干ヲ科セラ
 ルヘキ條例ノアリタル當時ニ自己ノ姓名ヲ印刷セザリシ印刷業者
 ハ紙代モ又印刷賃モ之ヲ請求スルノ權ナシトセルコトアリ蓋シ此等ノ

場合ニ於テ或格段ナル所爲ヲ爲スモノニ罰金ヲ科スルユヘンノモノ
ハ社會ノ安寧ヲ保護スルニ必要ナリトノ立法ノ精神ニ出タルモノナ
レハナリ
然レモ或條例ニ由リ烟草ノ製造若クハ販賣ノ營業者ハ其製造所若ク
ハ商店ノ前面ニ自己ノ姓名ヲ記シタル板ヲ掲クヘキヲ定メ之ニ背
クモノニハ若干ノ罰金ヲ科スル旨ヲ記セリ而シテ此條例ニ背キテ營
業セルモノハ罰金ヲ科セラル、トアルヘキモ其烟草營業上ノ取引ハ
無効ノ者ニアラストセルヲアリ又免許ヲ受ケスシテロンドン市中ニ
テ仲買人ノ業ヲ營ムモノハ周旋料ヲ恢復スルヲ得ストセル條例ア
リト雖其免許ヲ受ケスシテ爲シタル所ノ賣買等ノ契約ハ有効ノモノ
ニシテ若シ本人ニ立替ヘタル金錢等アルキハ之ヲ恢復シ得ヘキモノ
トセルヲアリ蓋シ此等ノ訴訟ニ於テ罰金ヲ科スルユヘンノモノハ全

シ收税ノ目的ニ出ツルモノトスレハナリ
 賭博ノ契約
 賭博ノ契約トハ不確定ナル事實ノ發生シタルキニ金錢若クハ其他ノ
 財物ヲ渡スヘキ約束ヲ云フ賭博ノ契約ハ英語ニテ「ウエーシヤー」ト云フ
 「ウエーシヤー」ハ習慣法ニテハ全ク有効ノモノトセリ然シ乍ラ裁判所
 ニテハ政略ニ反スルモノトシテ「ウエーシヤー」ノ訴訟ヲ成ルヘク受理
 セサル様ニ注意シ來リシカ遂ニ條例ヲ以テ「ウエーシヤー」ハ全ク無効
 ノモノトスルニ至レリ海上保險ノ契約モ又稍「ウエーシヤー」ノ性質ア
 リ保險ノ目的物ニ於ケル利害ノ關係ヲ有セサルモノハ保險ノ契約ヲ
 爲シ得ヘキ能力ナシトスルカユヘニ他人ノ船若クハ他人ノ積荷ノ着
 否ニ由テ金錢ヲ仕拂フヘキ約束ノ如キハ純全タル「ウエーシヤー」ト見
 做スナリ然レモ所有權若クハ抵當權ヲ有スルモノハ縱令保險契約目

的物ノ所有權ハ全ク若クハ幾分カ他人ニ屬スト雖猶ホ保險ヲ受クル
ヲ得ヘシ保險者ニ於テ保險シ得ヘキ權利ヲ稱シテ保險權利ト云フ
但シ此等ノ事ハ海上保險法ニテ論スヘキナリ
アンソン氏ハ法律上無効ノモノトスル「ウエーシャヤ」ト法律上有効ノ
モノトスル保險契約トノ間ニハ性質上區別スル所ナシトセリアンソ
ン氏ハ不確定ナル「ノ」ノ發生シタルキニ金錢ヲ仕拂フヘキ點ニ於テハ
賭博ノ契約モ保險ノ契約モ其性質同一ナリ管保險ノ契約ハ商買上有
益ナルユヘニ法律上之ヲ有効ノモノトシ賭博ノ契約ハ有害ナルカユ
ヘニ無効ノモノトスルニ過キスト云ヘリ然レモ賭博ノ契約ト保險ノ
契約トノ間ニ一ノ緊要ナル區別アルカ如シ何トナレハ此等二種ノ契
約ヲ結ヒタル上ニテハ之ヲ有効ノモノトスルト否トニ由テ結約對手
雙方ニ利害ノ關係ヲ生スヘシト雖賭博ノ契約ノ場合ニ於テハ其契約

ノ爲サ、リシ前ノ結約對手雙方ノ位地ニ就テ考フレハ法律ノ保護ヲ要スヘキ利害ノ關係毫モ存スルコトナシ然ルニ保險契約ノ場合ニ於テハ保險ノ契約ヲ爲スト否トニ關セスシテ船舶若クハ積荷ニ關スル利害ノ關係アルモノニシテ其關係者ニ於テ自ラ其利益ヲ保護セントスルハ固ヨリ正當ノ所爲タルヘク法律上之ヲ保護スルモ又商買上必要タレハナリ

今賭博契約ノ一例ヲ示セハ株式ノ相場ヲ以テ普通ノ場合トス例ハ甲ナルモノ乙ヨリ額面百ポンドノ魯國ノ公債證書ヲ七十八ポンドノ割ニテ五十枚買受クヘキ約束ヲ爲シ公積證書并ニ代價ノ交換ハ將來ノ或ル期日ニ於テ之ヲ履行セント約シタルトセンニ其期日ニ至リ若シ公債證書ノ相場八十ポンドニ騰貴シタルキニハ乙者ニ於テ損失ヲ爲シテ所持ノ公債證書ヲ渡スカ又若シ期日ニ至リ乙者ニ於テ公債證書ヲ

所持セサリシキニ七十八「ポンド」ニテ賣渡スダメニ八十「ポンド」ニテ他
ヨリ買入レサル可ラス之ニ反シ若シ期日ニ至リ公債證書ノ相場下落
シタルキニハ甲ハ相場ヨリ高キ所ノ約定ノ代價ヲ拂ハサルヲ得ス如
此場合ニ於テ甲乙各其約束ヲ履行スルキニハ此契約ヲ以テ賭博ノ契
約トハ見做ス可ラス又甲乙間ノ契約ヲ實行セスシテ甲乙雙方ノ承諾
ヲ以テ契約ノ代價ト契約履行期日ノ相場トノ差異ヲ授受シテ契約ヲ
解除セシメサル場合ニ於テモ固ト善意ニ出テタルモノナル以上ハ決
テ賭博ノ契約ト稱スルヲ得ス何トナレハ結約對手雙方ノ承諾ヲ得テ
契約ノ實行ヲ止メ一方ノ者ニ結約上ノ利益ヲ與フルハ咎ムヘキトニ
アラサレハナリ然レモ公債證書賣買ノ契約ヲ爲シタル當初ヨリ之ヲ
實行スヘキ意ナク期日ニ至リ契約代價ト相場トノ差ノミヲ拂渡スヘ
キ目的ニ出タルモノナルキハ賭博ノ契約ト見做サ、ルヲ得ス

(二) 習慣法ニ於テ不適法ノモノトスル契約
 犯罪ヲ爲スヘキ約束ハ全ク無効ノモノトス寧ロ全ク無効ト云フヨリ
 モ共謀者タルノ罪アリト云フヘシ第三者ニ對スル私犯ヲ行フヘキ
 モ又全ク無効ノモノトス第三者ニ對シテ私犯トナルヘキ所爲ノ最モ
 普通ナル場合ハ債主ヲ欺クノ主意ニ出タル契約ニ在リトス例ヘハ一
 「ポンド」ニ付キ六十「シルリング」八「ペニー」ノ割合ヲ以テ數多ノ債主ニ
 對スル負債ノ辨償ヲ爲スヘキ約定ヲ爲シタル負債主ニ於テ債主ノ一
 人ナル原告人ニハ特ニ負債ノ全額ヲ仕拂フヘキ契約ヲ爲シタル場合
 ニ於テ被告人違約シタルニ付キ原告人ヨリ違約損害ノ訴ヲ起シタ
 レトモ原被間ノ契約ハ他ノ債主等ニ對スル詐僞タルヲ以テ無効ノ
 モノト判決セリ又誹毀譏謗ノ事柄ヲ印刷スヘキ約束モ無効ナリ故ニ
 約ニ背キテ之ヲ印刷セサルモ印刷受負人ニ違約ノ責ナシ又若シ之ヲ

印刷シ依頼者ニ於テ印刷費ヲ拂ハサルモ決シテ義務ヲ破リタルモノ
ニアラス何トナレハ此ノ如キ契約ハ法律上全ク無キニ均シケレハナ
リ或等親ノ間柄ニ於テハ習慣法上互ニ婚姻スルヲ得サルモノトス故
ニ此等ノ人カ互ニ婚姻スヘキ契約ヲ爲スト雖其契約ハ無効ノモノト
ス

(三) 道德ニ反スル契約

法律上道德ニ反スル契約ト見做スモノハ實際男女間ノ不品行ニ關ス
ル契約ニ限レリ例ヘハ將來ニ在テ夫妻ニアラサル男女互ニ同居スヘ
キ約束ノ如キハ道德ニ反スルモノニシテ法律上契約タルノ効ヲ生ス
ルコトナシ又斯ノ如キ約束ハ不法ナルカユヘニ他ノ約束ヲ有効ナラシ
ムル所ノ約因タルヲ得ス然レモ過去ノ時ニ在テ男女互ニ同居セルコ
トハ過去ノ事ニ屬スルカユヘニ約因タルノ効力ナシト雖敢テ法律ニ反

スル約因トハ見做サス故ニ曾テ同居シタルヲ以テ約因ト爲シ金錢
 ナ拂渡ス可キ約束ノ如キハ約因ナキノ故ヲ以テ契約ノ効ヲ生セスト
 雖捺印證書ヲ以テ斯ノ如キ約束ヲ爲スハ有効ノ契約ヲ生スルモノ
 トス

夫妻間ニ在テ將來ノ時ニ別居スヘキ約束ハ法律上道德ニ反スルモノ
 トシテ無効ノモノトス蓋シ夫妻タルモノハ互ニ同居スヘキヲ以テ
 當然ノモノト見做セハナリ然レモ夫妻ノ間ニ不和ヲ生シ直ニ別居セ
 ントスルニ當テ別居中ノ財産所有等ニ關スル契約ノ如キハ有効ノモ
 ノトス蓋シ夫妻別居スルヲ以テ何程嫌惡スヘキモノトスルモ現ニ
 不和ヲ生シ互ニ同居スルヲ得サルニ至リシハ實ニ止ムヲ得サルノ
 勢ニ出ツルモノトスレハナリ但シ斯ノ如キ別居ノ契約ニ基キ一タヒ
 ハ別居スト雖更ニ同居スルニ至ルキハ別居ニ關スル契約ハ無効ニ歸

スルモノトス
猥褻ノ圖書若クハ書籍ノ出版賣買等ニ關スル凡テノ契約モ又道德ニ
反スルモノトスルユヘニ全ク無効ノモノトス
右ニ掲ケタル場合ハ契約ノ事柄若クハ約因ノ道德ニ反スル場合ナレ
モ約束并ニ約因トモニ適法ニシテ猶道德ニ反スルモノトシ契約ノ効
ヲ生セストスルコトアリ則チ契約ヲ以テ達セントスル目的ノ道德ニ反
スルモノナルキノ如キ是ナリ例ヘハ夫妻ニアラサル男女間ノ交接ノ
用ニ供スル器具ニ關スル契約ハ約束約因トモニ適法ナルモ猶無効ト
スルカ如シ
以上論スルカ如ク法律ハ道德ニ反スルノ故チ以テ或契約ヲ無効ノモ
トトスレモ其法律上無効トスルユヘンノモノハ單ニ純然タル道德ニ
反スルノ理由ヲ以テ無効ノモノトスルニハアラス右ニ掲ケタル場合

ノ如キハ法律上道德ニ反スルノ故ヲ以テ法律ニモ反スルモノトスル也純然タル道德ニ背ク所爲ニシテ法律ノ不問ニ措ク所ノモノ許多アリ

(四) 政略ニ反スル契約

此種類ノ契約ヲ再別シテ三種類トシテ論スヘシ

甲 外交上ニ關スル契約ノ場合

敵國ノ臣民ト通商シ並ニ其他ノ契約ヲ結フカ如キハ皇帝ノ特許ヲ得タルニアラサレハ不法ノモノトス又和親國ノ臣民間ニ於テ結ヒタル契約ト雖之ヲ履行スル前ニ開戦スルキハ契約ノ履行ヲ中止セシムルノ結果ヲ生スルモノトス而シテ開戦中ニ契約履行ノ期限ヲ經過シタルキハ至ク契約ヲ消滅セシムルモノトス又敵國民間ノ組合商業社ノ如キハ宣戦ノ布告ニ由テ當然解散セシムルノ効アリ右ニ述タルカ如

ク開戦ニ由テ敵國臣民間ノ契約ヲ無効ナラシメ若クハ之カ履行ヲ中止セシムルト雖交戰國一方ノ政府ニ於テ認許スルキハ開戦ニ關ラズシテ契約ハ依然トシテ其効ヲ存スルモノトス例ハ魯英開戦前ニ魯國ヲデサヨリ英國ノ某商人ニ物品ノ買入ヲ注文セリ其後魯英開戦セシト雖英國ノ政府ハ宣戦ノ時ヨリ六週間内ハ魯國商船ノ荷物ヲ積込ミ及其他ノ用意ヲ爲スヘキ猶豫ノ時ヲ與ヘリ依テ英國商人某ハ右六週間内ニ注文ノ物品ヲ魯船ニ積込ミ之ヲオデサニ運送セシ場合ニ於テ該賣買ハ全ク有効ノモノトセリ

和親國ニ對シテ戰端ヲ開キ居ル國ヲ幫助シ若クハ和親國政府ニ對シテ反逆ヲ起シタル臣民等ヲ幫助スヘキヲ以テ目的トスル契約モ又英國ニ於テ履行セシムルヲ得ヘキ有効ノ契約タルヲ得ス例ハ南亞米加ノ或共和國ノ臣民等カ反逆ヲ起シタル節ニ反逆者ヲ幫助スル

タメニ英國ノ臣民等ニ於テ金錢ヲ貸與シタルコトアリタレヒ斯ノ如キハ法律ノ保護ヲ仰キ得ヘキ貸借コトアラストセシコトアリ和親國ノ敵國ヲ幫助スルニアラサル以上ハ中立國ノ交戰國間ニ通商スルカ如キハ交戰國ノ船舶ニ依テ捕獲セラルコトアルヘキモ中立國ノ政府ニ於テハ敢テ不法ノ事トハ見做サス但シ此等ノ事ハ萬國公法ニテ知ラルヘシ

乙行政并ニ司法ニ關スル契約ノ場合

官職ノ賣買并ニ俸給ノ讓渡ノ如キハ行政上ノ害アルモノトシテ無効ノモノトス官職ノ賣買ノ許ス可ラサルコトハ頗ル明白タリ然レモ爰ニ官職ト稱スルモノハ必シモ政府ノ官吏ノ職掌ノミチ指スニアラス例ヘハ東印度會社ノ船舶ノ船長タル職モ又之ヲ賣買シ得ヘキモノニアラストセシコトアリ蓋シ官吏ノ職務ハ勿論其他私立會社ノ役員ノ職務

ニテモ社會ノ公益ニ大關係ヲ有スルモノ、如キハ金錢以外ノ方法ヲ以テ適任ノ人ニ襲職セシムルヲ以テ必要ノトスレハナリ。俸給ノ讓渡ヲ以テ不法ノモノトスルユヘンハ凡ソ官吏タルモノハ其官職相應ノ生計ヲ爲スニ必要ノ資力アルヲ要スルモノトスルニ在リ然レハ過去ノ時ニ在テ盡シタル功勞ノ爲メニ得ル所ノ年金ノ如キハ之ヲ賣渡又ハ讓渡スヲ得ヘキモノトス是レ俸給讓渡ノ場合ニ必要トスル所ノ理由ヲ適用シ得ヘカラサレハナリ。犯罪ヲ私和スルノ約束ハ司法ニ妨害ヲ與フルノ故ヲ以テ無効ノモノトス或ル訴訟事件ニ於テ法官某云ヘル事アリ何人ニテモ犯罪ヲ以テ商買ノ種子ト爲ス可ラスト此言簡ナリト雖法律上私和ヲ許サ、ルノ理由ヲ能ク説明シタルモノト謂ツ可シ公訴并ニ私訴ノ權利共ニ存スル場合ニ於テハ被害者ニ於テ私訴ノ權利ヲ拋棄シテ以テ之ニ代ル利

Maintenance.
 Champer ty.

益ヲ得ヘキ約束ヲ爲スカ如キハ法律上示談タル効ヲ有シ得ベシ
結約對手間ニ爭論ヲ生スルコアルキニハ之ヲ仲裁ニ付シ訴訟ヲ起サ
ル可キ約束ハ裁判所ノ管轄權ヲ犯スモノナルカユヘニ無効ノモノ
トセリ故ニ斯ノ如キ約束ニ背キ出訴スルコアリタルキハ右ノ約束ヲ
主張シテ裁判所ノ管轄ヲ受クルコト拒ムヲ得ストスルナリ然レモ千
八百五十四年ノ習慣法訴訟條例發布以來ハ仲裁ニ付スヘキ約束ヲ爲
シタル事柄ノ訴訟ヲ起シタル場合ニ於テハ裁判官ノ見込ヲ以テ之ヲ
受理スルコト中止スルヲ得ヘキモノトシ仲裁人ノ判斷ヲ以テ至當ノ
モノトスルキハ之ニ從ハシム可キ命令ヲ下シ得ヘキモノトセリ
訴訟ニ利益ノ關係ナキモノニ於テ他人ノ訴訟ヲ幫助スルコトヲ以テ約
因トシタル約束ハ無効ノモノトス此訴訟幫助ノ約束ニ二種類アリ一
夫原語ニテ「メインテナンス」ト云ヒ他ノ一ヲ同ク「チャンパーチ」ト云

三百五十四

フ「メインテナンス」トハ訴訟ニ關係ナキ者惡意ヲ挾ミテ單ニ他人ノ訴訟ヲ起ス「若クハ他人ノ既ニ起シタル訴訟ヲ維持スルタメノ資金ヲ給スル」ト云フ「チャンパーチ」トハ訴訟ニ關係ナキモノ訴訟ニ由テ得ヘキ所ノ財産金錢等ノ一部分ヲ受取ル「ト」テ他人ノ訴訟ヲ幫助スル「ト」云フ「メインテナンス」ハ惡意ヲ以テシタル場合ニアラサレハ不法ノモノトスルニ非ス「チャンパーチ」ハ之ニ反シ意志ノ善惡ヲ論セスシテ必ス不法ノモノトス蓋シ訴訟ニ關係ナキモノ勝敗未定ノ訴訟上ノ利益ヲ得ンカタメニ之ヲ幫助スルカ如キ所爲ハ惡意ノ有無ニ關ラスシテ司法上ノ惡弊ヲ生セシムルノ傾向アリトスレハナリ故ニ他人ノ訴訟ノ資金ヲ給シ若クハ證據ヲ呈出シ以テ其訴訟上得ヘキ財産ノ幾分ヲ受取ルヘキ約束ノ如キハ「チャンパーチ」ノ性質アルモノニシテ法律ノ保護ヲ受クルヲ得サル約束トス

丙人ノ自由ニ關スル契約ノ場合

法律上禁セサルヲ爲シ若クハ法律ノ命セサルヲ爲サ、ルヲ以テ契約ノ目的ト爲シ何人ニテモ他人トノ契約ヲ以テ雙方ノ間ニ權利義務ヲ生セシメ得ヘキヲ以テ一般ノ規則トス言テ變テ之ヲ云ヘハ法律ニ反セサル以上ハ契約ヲ以テ人々ノ自由ヲ制限シ得ヘキモノトスルナリ然レモ或種類ノ契約ノ場合ニ於テハ結約者ノ自由ヲ減殺シタルノミニ止ラスシテ社會一般ノ公益ヲ害スルモノト見做シ法律上無効トスルヲアリ此種類ノ契約ニ二アリ

一、婚姻ノ自由ヲ制限シ若クハ害スルノ傾向アル契約ハ無効トス例ヘハ一般ニ婚姻ヲ爲サ、ル可キ約束ノ如キハ人ノ自由ヲ害シ且ツ公安ニ害ヲ及ホスモノトスルカユヘニ法律ハ之ニ契約タルノ効ヲ付セサルナリ或訴訟事件ニ於テハ受約者ノ外ノ者トハ決テ婚姻セサル可キ

一、ナ約シ若シ此約ニ背キタルキハ罰金トシテ千「ポンド」ヲ任拂ヘキ旨
 ナ約束シタリシニ此約束ハ決シテ受約者ト互ニ婚姻スヘキ約束ヲ爲
 シタルニ非スシテ受約者外ノ凡テノ人ト婚姻セサルヘキ一ヲ約束シ
 タルモノナルカユヘニ全ク爲約者ノ自由ヲ節減シタルニ止ルモノニ
 シテ法律上有効ノモノトスルヲ得ストセリ
 婚姻周旋ノ約束モ又婚姻ノ自由ヲ妨クル傾向アルカユヘニ無効ノモ
 ノトス蓋シ婚姻ナルモノハ夫妻タル可キモノ雙方ノ任意ノ約束ニ由
 テ之ヲ行フヘキモノナレバ第三者ノ報酬ヲ得ンタメ之ニ干涉スルコ
 アルキハ其結果遂ニ夫妻タル可キ者雙方ノ任意ニ出テサル婚姻ヲ結
 ハシムルニ至ルノ恐アレハナリ
 二、商買ヲ制限スルノ契約ハ公益ヲ害スルモノトスルカユヘニ無効ノ
 モノトス商買ヲ制限スル約束トハ永久何レノ場所ニテモ或ル格段ヲ

ル營業ヲ爲サ、ル約束若クハ或格段ナル場所ニ於テハ永久或格段ナル營業ヲ爲サ、ル約束若クハ或期限間ハ何レノ場所ニテモ營業ヲ爲サ、ル約束若クハ或格段ナル場所ニ於テ或期限中或格段ナル營業ヲ爲サ、ルヘキ約束ヲ云フ右ニ陳フル如ク商買ノ自由ヲ害スル制限ニハ場所若クハ時ヲ制限シ又ハ場所時トモニ制限シタル場合アリ而シテ近來マテハ時ニ制限ヲ付シタル約束ニテモ凡テノ場合ニ於テ業ヲ營マサルヘキ約束ハ無効ノ者トシ時ヲ制限スルト否トニ關ラス營業ヲ爲サ、ルヘキ場所ノ區域ヲ定メタルキニハ有効ノ者トシ來レリ斯ノ如ク場所ヲ制限セルキト時ヲ制限セルキトヲ區別セシユヘンノモノハ短キ期限間ニテモ凡テノ場所ニ於テ營業ヲ爲サ、ル約束ノ如キハ大ニ人ノ自由ヲ害スヘキモノナルヘケレトモ營業ヲ爲サ、ルヘキ場所ノ區域ヲ定メタル場合ニ於テハ假令永久其場所ニ於テ營業スルヲ

得サルモ他ノ場所ニ於テハ自由ニ營業スヘキヲ得ルカユヘニ人ノ自由ヲ害スルヲ未タ公益ヲ害スルニ至ラストセシニ在リ然レモ今日ニテハ右ノ如ク場所ノ制限ト時ノ制限トヲ區別スルヲナク場所若クハ時ノ制限又ハ場所並ニ時ノ制限共ニ裁判官ノ見込ニテ相當ノ制限ト認ムルキニハ有効ノモノトシ若シ裁判官ニ於テ相當ニアラスト認メタルキニハ無効ノモノトスルヲニ成レリ故ニ營業ヲ制限スル契約ノ果シテ有効ナルヤ否ヤノ疑問ハ各場合ニ付テ決スヘキモノニシテ豫メ法律規則ヲ以テ確定スヘキモノニ非ス

營業ヲ制限スル契約ヲ爲ス普通ノ場合ハ營業花主ヲ賣渡シタル賣主ニ於テ買主ニ對シ同様ノ營業ヲナシ買主ト競争セサル可キ約束又ハ組合商業社員若クハ將ニ退社セントスル組合商業社員ニ於テ組合商業社ノ營業ト同様ノ業ヲ營マサルヘキ約束又ハ代人若クハ雇人ニ於

テ本人若クハ雇主ニ雇ハル中ニ得タル所ノ營業上ノ秘密ヲ洩サ、ル
 へキ約束等ヲ爲ス場合ニ在リ此等ノ場合ニ於ケル約束ノ制限若シ裁
 判官ニ於テ相當ノモノトスルキハ花主ノ賣主組合商業社員又ハ代人
 雇人等ニ於テ其約束ヲ履行スルノ義務アルモノトスへシ蓋シ範圍狹
 少ナル制限ヲ付スル所ノ約束ノ如キハ營業上ノ競争ヲ盛ンニシ社會
 ニ利スルコアルモ之ニ害ヲ及ホスコナシトスレハナリ
 以上論スル所ハ法律ノ不適法ノモノトスル契約ノ種類ニ屬セリ而シ
 テ爰ニ注意スへキ一事アリ即チ法律上不適法トスル契約ヲ別ツテ條
 例ニ反スル契約習慣法ニ反スル契約道德ニ反スル契約及政畧ニ反ス
 ル契約ノ四種ト爲セシト雖是レ皆此等四種ノ名義ヲ以テ不適法ノモ
 ノトシ來レル習慣ニ基ク區別ニシテ決シテ理ニ叶ヒタル分類トハ考
 フ可ラス

關係ヲ示シタル類別ノ方法ニ至ツテハ實ニ今日吾人ノ採ツテ以テ摸

物上權

「ドミニウム」

關係ヲ示シタル類別ノ方法ニ至ツテハ實ニ今日吾人ノ採ツテ以テ摸範トナスニ極メテ適當ナルモノト謂ハサルヲ得ス

第三章 物上權

第六十二節 「ドミニウム」所有權

物上權ノ最モ完全ナルモノハ法律上有効ト認ムル名義ニ依テ該物件ヲ所有シ己レノ隨意ニ之レヲ讓與賣買シ得ルノ權力ヲ云フ即チ專有者ニ屬スルモノニシテ羅馬法律ニテハ此所有權ヲ表スルニ「ドミニウム」或ハ時ニヨリ「アロプリエタス」ノ語ヲ用ヰタリ而シテ「ドミニウム」ノ權ヲ有スル人ハ其物件ヲ使用シ之レヨリ生スル所ノ一切ノ収獲ヲ享用シ且ツ其物件ノ性質消盡スベキモノナルキハ全ク之レヲ消費スルヲ得ヘキ而已ナラス其欲スル所ニ隨ツテ之レヲ賣買讓與シ得可キ權利アルモノナリ往古ノ私法ニテハ此ノ所有者ヲ「エツキス、ジユール、キ

リシナム「所有者ト稱セリ而シテ古代ノ法律ハ」エツキス、ジユール、キリ
 シナム「權ノ外」又一ノ「ドミニナム」權ヲ認メサリシ然リト雖モ羅馬外
 國奉行ハ所有權トシテ有スヘキ凡テノ利得ヲ所有者ニ附與セムコトヲ
 希望シ其之レヲ附與スルノ機會ヲ得タリシモ羅馬固有法ハ適法^{リガル}ノ所
 有權ヲ附與スルコトヲ許サザリシヲ以テ他ニ「ドミニナム」ノ一種ヲ創設
 スルニ至レリ是レ則チ「イン、ボコス、ハベール」ト稱スルモノニシテ此所
 有權ヲ有スル人ハ外國奉行ノ職權ニ依テ保護サル、カ故ニ實際ハ專
 有者タリシモ理論上「エツキス、ジユール、キリシナム」所有權トハ同一ノ
 モノニアラサリシナリ世ノ註釋家ハ此新設ノ所有權ヲ「ドミニナム、ボ
 ニタリナム」ト稱セリ然レモ是レ法理家ノ用井タル語ニ非ス蓋シ「ドミ
 ニナム、ボニタリナム」及ヒ「エツキス、ジユール、キリシナム」兩所有權ノ區
 別ノ如キハシヤスチニアン帝ノ時代ニ至ツテ全ク消滅シタリ

第六十三節 「ポツセツシヨ」(占有權)

「ドミノアム」ト「ポツセツシヨ」トハ其意義相反スルモノニシテ例へハ
 甲某ハ一物件ノ所有者タルモ之レヲ占有セサルコアリ又其所有者ニ
 アラサルモ之レヲ占有スルコアリ夫レ占有トハ形体上現ニ物件ヲ占
 領即チ法語ニテ押領スルノ意ナリト雖厄羅馬ノ法律家が用井タル字
 義ニ依レハ猶ホ多少ノ意味ヲ含蓄スルモノニシテ單ニ事實ノミナラ
 ス猶ホ意思ヲモ含蓄セシメ獨リ物件ハ占有者ノ配下ニ屬スルト云フ
 コノ事實ノミナラス猶ホ占有者ハ之レヲ占有シテ眞ノ所有者カ得ル
 如キ利益ヲ得ント欲シ且ツ自ラ眞ノ所有者タルノ權利ヲ有セサルコ
 ナ知リツ、眞ノ所有者ト同一ノ權利ヲ執行センコト望ムノ意ヲモ含
 蓄スルナリ而シテ占有者ハ眞ノ所有者ヲ除キ總テ其他ノ人ニ對シテ
 該所有ノ保護ヲ受クヘキ權利ヲ有シ加之ナラス久シク物件ヲ占有シ

テ法律上ニ定メタル期限ヲ經過スルキニ於テハ占有者終ニ其物件ノ眞ノ所有者トナリ得ルナリ

第六十四節 「セルビチユーテス」(地役權)

物上權ハ其數甚々夥多ナルカ故ニ之ヲ分割シテ其一部ヲ甲ニ與ヘ他ノ一部ヲ乙ニ附與スルコトヲ得例ヘハ田野通行ノ權ト地下穿堀ノ權トヲ分割シ通行ノ權ヲ甲ニ與ヘ穿堀ノ權ヲ乙ニ附與スルノ類ヲ云フ夫レ斯ノ如ク分割タシル各權利ハ全「ドミニウム」權ノ一片ト見做ス可キモノニシテ「ドミニウム」權所有者ハ之レヲ他人ニ附與シ得ルナリ是等ノ分割權利即チ之レヲ反言セハ專有ノ所有權ニ抱括スル全權利ノ各部分ヲ「セルウイチユウテス」(地役權)ト稱ス如何トナレハ此場合ニ於テ物件ハ分割權ヲ利用スルノ權利ヲ有スル人ニ隸屬スルヲ以テナリ地役權ノ或ル場合ニ於テハ所有權ヲ分割シタル其物件ノ物上權他ノ

物件ノ所有權ニ附屬スルコトアリ此地役權ヲセルウイチユウテス、レラ
ム又ハ「プロヂチラム」ト稱ス而シテ又此地役權ヲ區別シテ二種トシ土
地通行權等ノ如ク土地其物ニ關スル分割權ヲ「ラスチコラム、プロヂチ
ラム」ト云ヒ家屋建築物等ノ基礎トシテ土地ニ係ル分割權ヲ「ウルバノ
ラム、プロヂチラム」ト稱ス他ノ場合ハ則チ特別ノ人ヲ限リテ地役權ヲ
附與スル時コシテ之レヲ「セルウイチユウテス、ベルソナラム」(屬人地役
權)ト云ヒ此分割權ノ最モ樞要ナルモノヲ「ユトサス」フラクダス(収實權)
及ヒ「ユトサス」(使用權)ノ二種トス「ユトサス」フラクダストハ他人ニ屬ス
ル物件ヲ享用シ其物件ヨリ生スルモノハ悉ク之レヲ収獲スル入額所
得ノ權ヲ云フ例ヘハ土地ヲ利用シテ悉ク其生産物ヲ収獲スルカ如キ
即チ是レナリ「ユトサス」ハ他人ニ屬スル物件ヲ使用及ヒ利用スル權ニ
シテ其物件ノ生産ヲ収獲スルコトナシ然レモ或ハ其小部分ヲ収獲スル

「アリ右ノ」セルウイチユーテス、プロギナラム」ハ獨リ不動産ニ限ルト
 雖「セルウイヂユーテス、ペルツナラム」ハ動産不動産共ニ之レヲ適用
 シ得ルナリ

第六十五節

「インフヒチユーシス」及「シユツパーフヒシス」

前節ニ記載シタル諸權利ノ他ニ尙ホ二種ノ物上權アリ其性質タルヤ
 稍々地役權ニ類スト雖「其名稱ヲ異ニセリ即チ第一種ヲ」インフヒチ
 ユーシス「權ト云ヒ所有者單ニ所有權ノ名ノミチ己レニ存シテ其他ノ
 諸權利ハ一切擧テ永年之レヲ他人ニ讓與シ其報償トシテ年貢ヲ收受
 スルモノナリ第二種ヲ」シユツパーフヒシス「土地表面權ト稱シ家屋建
 築等ニ必要ナル土地ノ表面ヲ他人ニ讓與シテ全シク第一種ノ如ク通
 常年貢ヲ収ムルモノヲ云フナリ」

第六十六節 「ヂヤス、ピグノリース」

今最後ニ記載セント欲スル所ノモノハ質入書入等ニ依テ生スル物上
 權ニシテ所謂「ビグナス」(質入)及ヒ「ハイボセカー」(書入質)是レナリ「ビグナ
 ス」トハ物件ヲ其物上權ト共ニ債主ノ手ニ渡スヲ云ヒ「ハイボセカー」ハ
 物件負債主ノ手ニ存スル場合ヲ云フナリ蓋シ此權利ヲ債主ニ附與ス
 ルハ負債辨償ヲ確實ナラシムルノ意ニ出ルモノニシテ債主ハ其預リ
 置キタル物件ヲ賣却シテ貸金辨償ニ充ツルヲ得ルノミナラス果シテ
 買者ナキハ自カラ該物件ノ所有者トナルヲ得ルナリ

第六十七節 物上權ノ領得

吾人ハ今ヨリ物上權領得ノ方法ヲ論辨スルノ域ニ進マント欲スルニ
 當リ先ツ特定ノ物件上ノ權利ヲ領得スルト又遺產ト稱シ死者ニ屬ス
 ル物上權及ヒ對人權ノ集合ヲ抱括スル數物件合體上ノ權利ヲ領得ス
 ルトハ其方法大ニ異ナル所アルヲ以テ余ハ權利領得ノ方法ヲ二種ニ

物上權
 領得

特定物件
上ノ權利
領得

増加權

區分シテ順次之レヲ辨論ス可シ即チ第一特定物件上ノ權利ヲ領得スルノ方法第二物上權及ヒ對人權ノ合躰ヲ他人ニ移轉スルノ方法はレナリ

第六十八節 特定物件上ノ權利領得

特定物件ヲ領得スルノ方法中先ツ第一ニ占領ノ法ヨリ記載ス可シ占領トハ「レス、ニユリアム」則チ所有者ナキ物件ヲ最初ニ押領スルノ意ニシテ例ヘハ領主ナキ土地又ハ野獸等ハ皆「レス、ニユリアス」ナリ故ニ吾人若シ斯ノ如キ土地或ハ野獸等ヲ他人ニ先チ領得スルキハ吾人ハ則チ土地又ハ野獸ノ所有權ヲ得ルナリ

第六十九節 「アクセツシヨ」(増加權)

「アクセツシヨ」則チ増加權トハ自然力ノ活働ニ因リ主タル物件ニ附着増加シテ分離ス可カラサル部分トナリタル物件或ハ人力ヲ以テ一

物ト他物ヲ合躰セシメ再ヒ分離ス可カラサル性ニ變セシメタル物件ノ物上權ヲ領得スルコトノ總稱ニシテ主タル物件ノ所有者ハ則チ其所有者タルノ德ヲ以テ亦タ増加物ノ所有者トナリ得ルモノトス

第七十節

「トレデー」シヨシヨシ(引渡)

甲者乙ニ對シ一物件ヲ交附スルノ契約或ハ贈與約ヲ爲スノミニテハ未ダ乙チシテ該物件ノ所有主タラシムルニ足ラス猶ホ一段ノ手續ヲ要ス即チ甲ハ契約ノ文面ニ依リ今物件ノ所有主トナルベキ乙ニ對シテ其物權ヲ引渡サ、ル可カラス此引渡手續ヲ「トレデー」ト稱スルナリ而シテ完全ナル引渡手續ト云ヘハ第一引渡手續ヲ履行スル人ハ眞正ノ所有主ニシテ其物件ヲ他人ニ交附シ得ルノ權力ヲ有スルコト及ヒ其所有權ヲ他人ニ交附スル意思アルコト第二物件ヲ受領スル人チシテ實際之レヲ所持セシメタルコト第三受領者ハ該物件ノ所有主トナリ

テ之レヲ維持スルノ意ヲ以テ領収シタリト云フヲ含蓄スルモノナ
 リ
 第七十一節 「ギフツ」(贈與)

以上論スル所ハ皆自然領得法ト稱スルモノナリ然レモ單ニ固有法上
 ヨリ其効力ヲ得ル處ノ領得法アリ則チ贈與ニ因リテ權利ヲ領得スル
 カ如キハ其一ナリ嚴密ニ論セハ贈與ハ一種ノ領得法ニアラスシテ寧
 ロ交附スヘキ特別ノ意思ヲ以テ物件ヲ引渡スヨリ生シタル領得法ナ
 リトスギヤフナニアン法典中ニ贈與ヲ以テ一種ノ領得法トナシタル
 ハ恐クハチヤスチニアン帝ノ時代ニ於テ贈與チナスニ嚴格ノ式ヲ履
 ミタルニ原因スルナラシ「ドチーシヨ、モルチス、コーサ」期死ノ贈與ト稱
 スルハ一種特別ナルモノニシテ贈與者己レカ死去チ期シテ贈與チ約
 スルチ云フ而シテ受領者ノ生存中ニ贈與者死去スルキ始メテ其約束

羅馬法

法科大學
卒業生 戸水 寛人 講義

校 友 山口 正毅 編輯

緒言

羅馬法ハ故渡邊講師ノ受持ニテ諸君ハ既ニ沿革ノ部ヲ聽講セラレタル由ナルヲ以テ余ハ直チニ本論ニ移リテ講セン而シテ本論ニ入ルニ先チテ茲ニ羅馬法ヲ學フコ付テノ心得及羅馬法ヲ學フ材料ノコトヲ一言セントス

羅馬法ヲ學フコ付テ之ヲ尊重信愛スルノ度英佛獨各其國ニ依リテ深淺アリトス英國ニテハ古來羅馬法ヲ學フモノ至リテ少シ英國衡平法ノ如キハ羅馬法ヨリ傳來シタルモノ鮮少ナラスト雖モ英人ハ重ニ習慣法ノ保護ヲ受クルヲ以テ甚ダ羅馬法ヲ輕蔑セリ然ルニ近時羅馬法

ナ研窮スルノ風大ニ行ハレ比較法理學沿革法理學ヲ修ムルニハ勢ヒ
 各國ノ法律ヲ調査セサルヘカラサルニ至リ彼ノ有名ナルメイン氏ノ
 如キハ專ラ羅馬法ヲ根據トシテ立論セリ而シテ該學派ノ唱フル所ニ
 依レハ獨リ羅馬法ヲ修ムルノ必要ナルノミナラス阿非利加ノ黑奴ノ
 有スル法律ヲモ調査セサルヘカラスト云フニ至レリ然ラハ英吉利人
 カ羅馬法律ノ沿革ヲ學フハ猶ホ日本ニ於テ大寶令ヲ研窮スルト同シ
 ク單ニ法理學研窮ノ一助トナサント欲スルニ過キサルナリ然レトモ
 斯ノ如キ哲學ハ宜シク僧侶輩ニ任シテ可ナリ沿革法理學モ亦之ヲ數
 輩ノ學者ニ任シテ可ナリ實地法律ヲ應用スルモノハ深ク之ヲ學フチ
 要セス故ニ又羅馬法ヲ學フチ要セサルナリ勿論實地法律ヲ改良スル工
 夫ノ用ニ供スル爲メナラハ之ヲ學ハサルヘカラス然レトモ英國ニテ
 ハ既ニ法律發達シタルヲ以テ英人カ之ヲ學フニ改良ノ點適用ノ點ヨ

リシテ學ブニアラス英國衡平法ハ元來羅馬法ヲ適用シタルモノ頗ル
多ク例ヘハ彼ノ「ツラスト」法ノ如キモ元ト羅馬法ヨリ採リタルモノユ
ヘ大ニ英人ヲ益シタルハ明ラカナリ則チ古昔ニ在リテ羅馬法ヲ學フ
ハ直接ノ利アリト雖モ今日ハ英國ノ實際家カ羅馬法ヲ學フモ英法ニ
何ノ利益モアラサルコト猶ホ日本人カ大寶令ヲ學フト一般ナリ
佛蘭西人ハ之ニ異ナリ佛國ハ元ト南北兩部ニ分レ北部ハ慣習法ヲ重
ンシ南部ハ成文法ヲ重ンセリ而シテ成文法ハ羅馬法ヲ根據トシタルモ
ノナリシ今日ノ佛蘭西六法ハ北部ノ習慣ト南部ノ成文法トヲ採リ編
纂シタルモノナリ尤モ革命ノ原則即チ人ハ四民同等ナリト云ヘルコ
トモ該法律ノ一部分トナリ居レリト雖モ大體ハ前二者ヨリ成立チタ
ルモノナリスクノ如ク佛法ノ原則ハ多ク羅馬法ヨリ來ルモノナレト
モ亦改良セシ點ナキニアラス例ヘハ羅馬法ニテハ契約ノ一事ニテ所

有權移ラスシテ引渡ヲ要スルトセシカトモ佛國コテハ契約ノ一事ヲ以テ所有權移轉スルコト、セリ則チ佛法典千百三十八條ニ記セリ尙亦賣買篇ニモ同様ノコトヲ記載セリ是ヲ以テ佛法ヲ解釋シテ其足ラサル所アレハ直チニ羅馬法ニテハ云々ト論スルハ當然ノコトナリトス獨乙人ハ羅馬法ヲ學フ佛國人ヨリ尙ホ大切ナリ今日ノ獨乙ノ法典ハ「パンデクテンレヒト」ト云ヒ其語ハ元ト羅馬ノ「パンデクト」ヨリ來リタルモノニシテ「レヒト」ハ英語ノ「ロー」又ハ「ライト」ト同シ則チ日本語ノ法律又ハ權利ト同シ獨乙ニテハフレデリツキウヰルヤムノ成文法アレトモ是ハ左程高名ナラサル所ヲ以テ見レハ「パンデクテンレヒト」ニ及ハサル法律ナリ

「パンデクテンレヒト」ハ羅馬ノ「パンデクト」ニ據リタルモノナルカ羅馬ノ「パンデクト」ハ「シヤスチニアン帝」ノ作りタル成文律ノ一部ナリ同帝、

作リタル成文律ハ諸君モ能ク知レル如ク「コードパンデクト」則チ「ダイ
ゼスト」「インスチテュート」「ノーベル」ノ四者ヨリ組織セラレ之ヲ「コルパ
スジユリスシビレス」「羅馬法律大全」ト云フ「ジャスチニア」ン帝ハ凡テ羅
馬學士ノ說ヲ集メテ「パンデクト」ヲ制定シ獨乙法律ハ此「パンデクト」ヨ
リ發育シタルヲ以テ獨乙人カ之ヲ學フハ一層大切ナリト云フヘシ「パ
ンデクト」ノ中ニハ習慣法宗教法モ其ノ分子ト成リ居レリ
此ノ如ク國ニ依リテ羅馬法ヲ學フニ利益ノ深淺アリ則チ獨乙人ハ佛
蘭西人ヨリ大切コシテ英人ハ他ノ二國人ニ比スレハ左程羅馬法ヲ學
フノ利益アラサルヲ以テ英人コシテ羅馬法ニ精シキモノアラス故ニ
彼ノ「サンダー」ノ註釋ノ如キモ誤謬ノ所少カラス却テマツケンギ
ノ
羅馬法精シキ所アリ余ハ嘗テ「チクリゼンス」即チ懈怠ニ三種ノ區別ア
ルコトヲ論シ法學協會雜誌ニ投シタルコトアリシカ其折コノ「サンダ

一氏ノ註釋ヲモ參照セシニ隨分間違ノ點有リシ様思ハル却テマツケ
 ンヂ一氏ノ羅馬法精確ナリトス反之佛蘭西人ノ著書ハ大ニ精確ニシ
 テ撞着スルコトアルコト無シ獨乙人ノ著書ハ一層之ニ凌駕スルコト
 、信スルナリ
 羅馬法ヲ學フ材料ヲ述ヘン
 余ハ羅馬法ヲ講スルニ當リ重ニシヤスチニアン帝ノインスチチユ
 トニ據ルヲ以テ羅馬法ノ材料ノコトヲ述フル處ニテコロノインスチチ
 ユートトガイアスノ二者ノ關係ヲ謂ハントス故渡邊講師ノ講義ト重
 複スル點モアルヘケレトモ請フ恕セヨ
 羅馬法學者ニ二派アリ一チラビオト云ヒ一チカピトト云フラビオ
 ノ學派ハ後ニプロクリアン派ト稱ス蓋シラビオノ弟子ヨプロキユラ
 ストナル高名ナル法學者アリテラビオノ説ヲ唱ヘタルユヘ爾來ラビ

オ〔派〕チ〔ア〕ロキユリアンス〔派〕ト云フニ至レリ此學派ニ反對スル〔サ〕ビニ
アン〔派〕アリ蓋シ〔カ〕ビト一氏ノ弟子ニ〔サ〕ビナスナル人出テヨリ斯ク派
名ヲ唱フルニ至リシナリ〔ガ〕イアス氏ハ自ラ稱シテ〔サ〕ビナス〔學〕派ナリ
ト云ヘリ而シテ〔ヂ〕ヤスチニアン帝ハ此兩派ノ説ヲ折衷シタルモノニ
シテ〔ヂ〕ヤスチニアン帝ノ作りタル〔パ〕ンデクトハ三十九人ノ學士ノ説ヲ
集メタルモノナリ就中三十九人ノ學士中五人ノ有名ナル人アリシ〔ガ〕
イアス氏ハ其一人ナリ今其五人ヲ列舉センニ

〔ガ〕イアスハ羅馬十二銅表ニ註釋ヲ爲ヒリ而シテ〔ヂ〕ヤスチニアンノイ
ンスチチユートハ此〔ガ〕イアスノ著書ニ據リ編纂シタルモノユヘ大ニ關
係ヲ有スルナリ

〔パ〕ピニアン氏ハセベラス帝ノ時ニ出テタル人ニシテ羅馬ノ法學者中
此人ヲ以テ泰斗トナス

其他ハ「ポール」アルピアン「モデスチナス」ノ三人トス右ノ五人ハ羅馬法ヲ講スルニ方リ引合ニ出スコト少カラス此中「ポール」アルピアン「モデスチナス」ハ「パピニアン」氏ノ弟子ナリ就中「アルピアン」ハ頗ル高名ニシテ「ヂヤスチニアン」帝「パンデクニ」ハ多クハ「アルピアン」ノ説ヲ採リタルモノ夥多ナリ「モデステナス」ハ「パピニアン」アルピアン「両氏」ノ弟子ニシテ共ニ有名ナリ

此等ノ學士種々ノ説ヲ爲シ羅馬法ヲ發達セシメ遂ニ「ヂヤスチニアン」帝ノ時ニ當テ羅馬法律大全ヲ編纂スルニ至レリ而シテ其編纂ノ順序ヲ云ヘハ同帝ガ始メテ作りタル成文律ハ則チ「コード」成典ニシテ其竣功ハ紀元五百二十九年四月ナリトス
次ニ「タイゼスト」ナルモノ出ツ一名「パンデクト」ナリ是レハ五十冊アリテ紀元後五百三十三年十二月三十日成功ス

加ス

此ニ道路トアルハ事實上大ニ迷フ所ノモノナルカ必竟「ハイチ」即チ公道ト云フ義ナリ故ニ己レ所有ノ屋敷地内ニアル道ヲ毀壞シテ往來ヲ妨害スルモ本條ノ問フ所ニアラサルナリ日本ニハ道路規則ナルモノアリテ其公ケノ道ト云ハル、モノニ付テ妨害ヲ與ヘタルモノハ則チ本條ノ制裁ヲ受クルモノトス橋梁河溝港埠皆然リ

妨害トハ俗ニ言フ邪魔ニナル石ノ如キ類ヲ以テ往來ヲ妨害シタルコトヲ云フニアラス此等小害ヲ爲ス者ハ違警罪ヲ以テ罰ス此ニ妨害ナル文字ノ意ハ所謂公道ノ往來ノ妨ケヲ爲シタル場合ナリ其又如何ナル場合ハ本條ニ由テ罰シ如可ナルモノハ違警罪ヲ以テ論スト云フカ如キコトハ裁判官ノ認定ニ任スレトモ其大体ハ公衆共同ノ用ニ供スル道路橋梁河溝港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害シタルモノハ本條ノ制裁

ナ受ク可キモノトス其妨害トハ實際通行スルコト能ハサルカ或ハ相
 當ノ注意ヲ以テスルモ害ヲ受ク可キ場合ノ障碍物アリシトキハ以テ妨
 害ヲ爲シタルモノト謂フテ可ナリ
 損壞トハ何レニモカ、ル文字ナレトモ只損壞ヲ爲シタルノミニテハ
 未ダ本條ノ罪トナラス之ニ伴フニ往來ヲ妨害シタリト云フ所爲ナカ
 ル可カラス左レハ如何ナル損壞ハ本條ノ罪ト爲ルカト云フニ曰ク其
 損壞ハ以テ往來ヲ妨害スルモノナレハ足レリ如何ニ其損壞ノ大ナル
 トモ往來ヲ妨害スルニ至ラサル以上ハ本條ノ制裁ヲ科セラル、コト
 ナシ蓋シ本節ハ往來通信ヲ妨害スル罪ナルヲ以テナリ而シテ其損壞
 ノ程度ハ之ヲ事實裁判官ニ委ヌルモノナレトモ彼ノ道路ノ方隅ヲ少
 許減ニテ削リタレハトテ往來ヲ妨害シタルモノト爲シ此條ニ問擬セ
 ラル、コトナシ然レトモ衆庶安心シテ通行スル能ハサルニ至リシ事

狀アレハ方サニ損壞アリシモノト云フテ可ナリ
第三百六十三條 偽計又ハ威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ若クハ之ヲ阻止
 シタル者ハ亦前條ニ同シ
 本條ハ重ニ往來通信ニカ、ルモノト見做サ、ル可カラス元來此六節
 ノ罪ノ性質ハ社會一般ニ對シテ或ル通行ノ便ヲ妨クルニ在リ而シテ
 其一ハ公ケニ人ノ往來ヲ妨害シタル罪ニシテ一ハ郵便ヲ妨害シタル
 罪ナリ郵便ナルモノハ人ノ思想ヲ書面ニ認メテ往來セシムルモノナ
 ルニ偽計或ハ威力ヲ以テ之ヲ出來サル様ニ爲シタル者ハ本條ノ刑ヲ
 受クルモノトス
 第一種 偽計ヲ以テ郵便ヲ妨害スルトハ東京ヨリ横濱ニ到ル郵便脚
 夫ヲシテ欺テ千葉ヲ回ラシメタル如キ場合ナリ他言スレハ無形ノ一
 手段ヲ以テ郵便ヲ妨害シ若クハ之ヲ阻止シタルモノナリ

第四百六十四條

第二種 威力ヲ以テスルトハ暴行脅迫ヲ以テ爲シタルモノナリ乃チ第一種ハ手段ヲ以テ爲シ第二種ハ力ヲ以テ爲スコト恰モ金ヲ取ルニ詐欺取財ト強盜トニ於ケルカ如シ

第四百六十四條 電信ノ器械柱木ヲ損壞シ又ハ條線ヲ切斷シテ電氣ヲ不通ニ致シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若シ器械柱木條線ヲ破壞シテ電信ノ妨害ヲ爲スト雖モ不通ニ至ラサルトキハ一等ヲ減ス

電信ハ郵便ト異ニシテ局ニハ器械アリ途ニハ柱木アリ之ヲ損壞シテ不通ニ爲シタル者ハ則チ本條ニ由テ罰セラル例エハ柱ヲ折テ不通ト爲スカ或ハ線ヲ斷テ不通ト爲スカ或ハ器械ヲ損シテ不通ト爲ス如キ其如何ナル場合ト雖モ不通ニ爲シタルノ事實ハナカル可カラズ若シ

○組合法

第十六問 (六十二頁)

債主ニ於テ己ニ組合員ヨリ受取り置キタル抵當ヲ返戻セルトキト雖モ仍ホ組合員負債ヲ支拂フタルモノト爲ス可キヤ否ヤハ判例確定セサルモノ、如シ「下此所今一應説明ヲ乞フ

答 債主ハ組合員甲ヨリ負債ヲ受取タルニ付キ甲カ甲ノ負債ヲ返シニ來レリト心得甲一己ニ對スル貸付金ノ内へ之ヲ受取り而シテ預リ置キタル抵當品ヲ甲ニ返シタルトキハ己ニ債主ハ甲ニ對スル債主權ノ抵償物ヲ解放シタルニモ拘ラス仍ホ其金ヲ繰戻シテ組合ノ負債ノ部ニ入ル、コトヲ得ヘキヤト云フニ在リ

第十七問 (六十三頁)

此ニ講述シタル第五、六兩場合ニ於テハ組合ノ保證及ヒ名義ヲ組合員

カ使用シタル場合ナルカ此保證及ヒ名義ハ財産中ニ第七號五十六目
次ニ組合員カ組合ノ財産ヲ私用スルヲ論ストアルヲ以テ含蓄セラル
、モノナリヤ否ヤ

答 然リ

第十八問 (第拾五號百十頁四行目) 長野縣 宮入半三郎

(前略)手形ノ日附退社以前ニ係ル場合ニ於テモ猶然リ云々

抑モ組合解散ノ廣告ニ付組合員各自ノ代理權ハ此ニ消滅スルトハ將
來ノコトニテ過去ノコトニ及ハサルモノト思居候然ル所右ノ如ク日
附退社以前ニ係ル場合モ責任ナシトアルハ如何ナル理由ナルヤ説明
ヲ乞フ

答 日附ハ退社前ナルモ實際振出シタルハ退社後ノコトナ云フ

第十九問 (第十七號百三十五頁)

〔第一〕退社員ノ解放セラレサル場合

其一 交代員ノナカリシ時

其二 交代員ノアリシ時

〔第二〕退社員ノ解放セラレタル場合

右ノ諸件ニ付講義セラレシ所ヲ閱讀スルニ交代員ノ有無ニ係ラス債主ノ解放ナキ時ハ其效ナキモノ、如シ然ルニ第一ノ場合ニ於テ交代員ノ無カリシ時並ニ有リシ時ト其區別ヲ立テ御講義有之ハ如何ナル譯ナリヤ御説明ヲ乞フ

答 區別ノ要只講義ヲ明カナラシムルニ在リ

第二十問 (七十三頁) 山崎 迂太郎

連帶ト共同トノ責任ノ區別仔細ノ説明ヲ乞フ

答 連帶ハ共同各別二種ノ義務ヲ同時ニ負フモノナリ例ヘハ連帶義

務者ノ中ノ一人又ハ數人ニ係リ裁判ヲ得タル後ト雖モ仍ホ亦殘ノ
 連帶義務者ニ係リ出訴スルコトヲ得ルナリ反之共同義務者ノ中ノ
 一人又ハ數人ニ係リ一旦裁判ヲ得タル後ハ再ヒ殘ノ共同義務者ニ
 係リ出訴スルヲ得ス是レ連帶ノ場合ニ於テハ二種ノ義務存スルカ
 故内一種ノ共同義務ニ付キ裁判下リタル爲メ其共同義務ハ裁判ノ
 義務ト變改フルモ仍ホ一ノ各別義務存スルヲ以テ此各別義務ニ對
 シ出訴スルコトヲ得ヘキナリ反之共同義務ハ何程多人數ノ間ニ成
 立スルモ固ト一個ノ義務ナルカ故此義務ニ付一旦裁判アレハ其義
 務ハ併減ノ原則ニ依リ裁判ト變改スルヲ以テ再ヒ出訴スヘキモノ
 ナキニ至ル譯ケナリ

第二十一問 (八十頁)

此財産權ニ付債主權ハ格別是ヲ以テ抵當ノ如ク見做スヲ得ス從テ先

取權ヲモ生セサルナリ」トハ如何ナル故カ

答 組合ニ對シ債主權ヲ有スレハトテ組合ノ財産ヲ抵當物ノ如ク見做シ先取權ヲ有スル譯ニハアラストノ意ナリ略言スレハ組合ノ財産ハ各債主一般ノ抵當物ト云フニ止マリ只差押權アルノミニテ決シテ或ル債主一人一個カ抵當ニ取リタルモノ、如ク其債主ニ先取權ヲ生セストノコトナリ

第二十二問 (第二號六頁) 校外生 中島 十太郎

「日本等ニ屢行ハル、モノ法律上ヨリ云フトキハ組合ナルモ會社ノ名義ヲ以テ營業スルモノアリ世人モ亦其名ニ惑ハサレ動モスレハ無形人ト誤認スルコトアルヨリ往々奸商等カ詐欺ノ手段トナルコトアリ」云々トアリ誤認スルカ爲メ奸商等カ詐欺ノ手段ト爲ルハ如何ナル場合ナリヤ例ヲ舉テ御教示ヲ乞フ

答 其實組合ノ性質ヲ有スルモノニ對シ法律上無形人ヲ以テ論スヘキ會社ノ名ヲ負ハシメ恰モ之ヲ組織スル諸人ノ外ニ法律上無形人ナルモノアリテ其社員ノ責任ニ限りアル如ク見セ懸ケ株券ヲ發行シテ加入者ヲ求ムル如キコトヲ云フ

第二十三問 (第二號八頁)

〔或ル場合ニ於テハ之ヲ許サ、ルモノアリ〕云々或ル場合トハ普通商社ノ場合ナルヤ否ヲサレハ如何ナル場合ヲ指ス乎

答 然リ

第二十四問 (第二號十二頁)

〔日本ノ如キモ其類多シ〕トアリ。幸ニ一二例ヲ指示アラシムコトヲ乞フ

答 政府ノ特許ヲ得サルモノハ皆ナ然リ府縣廳へ届出ルヲ以テ政府ノ許可アリタリト誤ル勿レ

○英吉利法律學校生徒募集廣告

本校ハ法律ノ實地應用ヲ練習セシムルヲ目的トシ本邦法律ノ外邦語
又ハ原書ヲ以テ英吉利法律ヲ教授シ學生ヲシテ汎ク法理ヲ通曉セシ
メンコトナ期シ現ニ第一科(邦語科)第二科(原書科)トノ二科ヲ設ケシカ
近來頓ニ世ノ信用ヲ得校運益々盛隆ヲ致シ隨テ内外有力者ノ翼贊ヲ得
殊ニ其筋ヨリ年々五千圓ノ獎勵金ヲ下賜セラレ、ノ恩命アリ是ヲ以
テ本校ノ基礎ハ之ヨリ一層ノ鞏固ヲ致シ更ニ其體面ヲ更新スルニ至
レリ依リテ次學年ヨリ邦語科ハ勿論原書科ノ如キハ莫大ノ歐米法律
原書ヲ購入シ加フルニ從來ノ翻刻事業ヲ一層擴充シ以テ完全無缺ノ
科程ヲ履修セシメントス依テ入學望ノ者ハ來六月三十日迄ニ本校教
務掛へ申込ムヘシ規則書望ノ者ハ申込次第郵券不要送附ス
第一科(邦語科)入學試驗科目左ノ如シ

一 國語 二 漢文 三 數學(四則、分數、比例)

四 地理 五 歷史

第二科(原書科)入學試驗科目左ノ如シ

一 國語 二 漢文 三 數學(四則、分數、比例)

四 地理 五 歷史

作文

六 英語學

素讀 {マコーレイ氏ヘスチング傳
ギゾー氏文明史
譯讀 スカントン氏萬國史

尋常中學卒業免狀ヲ有スルモノニシテ第一科生タラントスル者ハ試
驗ヲ經スシテ入學ヲ許ス○右免狀ヲ有スル者ニシテ第二科生タラ
ントスル者ハ英語學ノミ試験スヘシ(第一科、二科々目ハ規則書ニ詳記ス)

明治二十年五月

東京神田區錦町
二丁目二番地

英吉利法律學校

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

○ハ參考科
○ハ科外

- 一 法學通論 每週法學士 山田喜之助
- 一 契約法 全二時 法學士 土方寧
- 一 私犯法 同上 法學士 奧田義人
- 一 親族法 全一時 法學士 山田喜之助
- 一 日本刑法 同上 法學士 岡山木兼吉
- 一 代理法 同上 米國法律學士 菊池武夫
- 一 動產委託法 同上 法學士 元田肇
- 一 組合法 同上 法學士 松野貞一郎
- 一 英語學 同上 菅沼達吉
- 一 英國刑法 同上 法學士 澁谷惟爾
- 一 羅馬法 同上 法科大學 戶永寬人
- 一 論理學 同上 法科大學 坪井九馬三
- 一 判決例 同上 法科大學 植村俊平
- 一 理財學 同上 法科大學 駒井重格
- 一 第二學年
- 一 賣買法 每週法學士 高橋捨六
- 一 不動產法 同上 法學士 伊藤梯治
- 一 動產法 同上 法學士 山田喜之助

一 財產法 同上 法學士 增島六一郎

一 證據法 同上 米國法律學士 菊池武夫

一 會社法 同上 法科大學 植村俊平

一 流通證書法 同上 法學士 土方寧

一 商船法 同上 法學士 高橋健三

一 治罪法 同上 法學士 松野貞一郎

一 訴訟法 同上 法學士 增島六一郎

一 刑擬律擬判 同上 米國法律學士 菊池武夫

一 判決例 同上 法科大學 植村俊平

一 英語學 同上 菅沼達吉

一 米國法律 同上 米國法律學士 シドモル

一 民刑訴訟演習 同上 三阪繁人

一 法理學 同上 法學士 工藤則勝人

一 成法論 同上 法學士 奧田義人

一 保險法 同上 法學士 高橋健三

一 國際公法 同上 法科大學 伊藤梯治

一 第三學年

一 財產法 同上 法科大學 增島六一郎

一 破產法 同上 法科大學 中橋德五郎

一 訴訟 法同上（ばりまごる） 士增島六一郎
 一 保險 法同上（ばりまごる） 士伊藤悌治
 一 衡平 法同上（ばりまごる） 卒業生 戸水寛八
 一 沿革法理學 同上（ばりまごる） 法學士 増島六一郎
 一 分析法理學 同上（ばりまごる） 法學士 奥田義八
 一 羅馬法 同上（ばりまごる） 卒業生 戸水寛八
 一 國際公法 同上（ばりまごる） 卒業生 植村俊平
 一 國際私法 同上（ばりまごる） 法學士 山田喜之助
 一 判決 例同上（ばりまごる） 卒業生 植村俊平
 一 刑擬律擬判 同上（ばりまごる） 法學士 菊池武夫
 一 英語 學 同上（ばりまごる） 法學士 吉田直太郎
 一 憲法 同上（ばりまごる） 法學士 植村俊平
 一 行政 法同上（ばりまごる） 卒業生 江村木衷
 一 米國法律 同上（ばりまごる） 法學士 シドモール
 一 動產差押法 同上（ばりまごる） 法學士 シドモール
 一 訴訟演習 同上（ばりまごる） 三阪繁人
 一 刑擬律擬判 同上（ばりまごる） 三藤則勝
 一 第二科教課及受持講師姓名 東三條公恭
 一 第一學年 第一學年
 一 英法註釋 每週 法學士 山田喜之助

一 日本刑法 同上（岡山） 法學士 江木兼吉
 一 マークビー氏 法律論 綱同上 法學士 馬場愿治
 一 アンソーン氏 契約 法同上 法學士 大谷木備一郎
 一 アンダーヘル氏 一私犯 法同上（米國法律學士） 菊池武夫
 一 ストリー氏 代理 法 每週 同 人
 一 ストリー氏 一動產委託 法同上 法學士 元田肇
 一 ケント氏 一親族 法同上 法學士 山田喜之助
 一 ボロック氏 一組合 法同上 法學士 松野貞一郎
 一 スミス氏 一訴訟 法同上 法學士 澁谷懋爾
 一 ハリス氏 一英國刑法 同上 同 人
 一 スミス氏 一商 法同上 法學士 伊藤悌治
 一 テリー氏 一法律原論 同上 法學士 藤田隆三郎
 一 セボン氏 一論 理 學同上 文學士 坪井九馬三

正 誤

號數	書目	頁	行	誤 謬	訂 正
二九	維馬洋沿革史	七一	三	關	關
同	同	同	九	且	且
同	同	八〇	五	於	以
同	同	八	九	放	釋
同	同	八	一	事柄	事柄
同	同	二	八	識	織
三〇	組合法	二二	一	承諾	承
同	同	同	四	除	個
同	同	同	五	種	際
同	論理學	二五	五	音	過
同	同	同	二	類	過
三一	私犯法	三六	一	欄外	
同	刑法	三九	一	得	下
同	同	四一	九	集	集
同	同	四五	一	而後	後
二九	同	八一	五	除	後
三〇	同	八六	一	渡	渡
同	同	四八	七	看	看
同	同	四五	七	○	○
同	同	五三	七	judicties	industries
同	同	六四	七	賃	賃
同	同	七七	七	Copuvatin	Corporation
同	同	〇〇	四	當	景
同	同	〇〇	四	情	情

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限り特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

定價金壹圓
特別廉價金七拾錢
遞送費三拾貳錢

法學士渡邊安積講義

○アンソンの契約法

定價一冊金八錢
又ハ拾錢
拾三冊マテ出版濟

法學士山田喜之助著

○英米代理法

定價金壹圓
特別廉價金七拾五錢

法學士山田喜之助著

○註補英國私犯法

定價金七拾五錢
特別廉價金五拾錢

法學士山田喜之助著

○麟氏會社法

定價金壹圓三拾錢
特別廉價九拾五錢
遞送費金貳拾八錢

THE IGIRISU HORITSU

GAKKO TEXT-BOOK

英文法律書

第十八第十九號第二十號出版●第十八號
目次●マールンビー氏法律論綱●第十九號
目次●ブラックストーン氏英法注釋●アン
ソンの契約法●第二十號目次●スミス氏
商法

英吉利法律學校

明治二十年五月七日

(定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

神田區錦町貳丁目貳番地

發行所 英吉利法律學校